

園児虐待等の類似事件の
再発防止対策検討のための調査報告書

令和5年11月30日

福島県社会福祉審議会

目次

第1	本件調査に至る経緯等	1
1	事案の概要	1
2	福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会による調査開始の経緯	2
3	本部会の調査方針及び審議経過	4
第2	本事案の事実関係	6
第3	各機関の対応、措置の検証	7
1	認可保育所「すまいるえくぼ」の認可にかかる問題点	7
(1)	「すまいるえくぼ」認可に至る経緯	7
(2)	認可に至るまでの問題点	8
(3)	認可後について	9
2	通報窓口、情報共有体制の問題点	9
(1)	当時の通報窓口、情報共有体制	9
(2)	本件の場合	10
(3)	問題点	11
(4)	「通報」窓口とすることの弊害	13
3	虐待通報後の事実調査の問題点	14
(1)	本件における虐待通報後の対応	14
(2)	(1)の対応の問題点	15
4	虐待の事実認定後の対応の問題点	15
(1)	園児、保護者らに対する対応の問題点	15
(2)	保育士に対する対応の問題点	17
5	虐待への認識・危機意識の欠如	18
(1)	各機関担当者の認識	18
(2)	虐待の問題点、危機意識の必要性	18
6	その他	22
(1)	園長の立場から見た虐待に至る背景の調査	22
(2)	保育施設職員への定期的研修の実施、義務化	22
(3)	保育施設職員の勤務時間・待遇の改善へ及びケア・サポート体制の整備	23
第4	再発防止策の提案	23

1	保育所設置認可について	23
	(1) 認可の在り方	23
	(2) 監査の在り方	23
2	通報窓口、情報共有体制について	24
	(1) 通報窓口	24
	(2) 情報共有体制	25
	(3) 通報の受け手の感度の向上	26
3	虐待通報後の事実調査について	26
	(1) 聞き取りの対象、聞き取りの方法	26
	(2) 継続的な調査	27
	(3) 調査担当者の感度の向上	27
4	虐待の事実認定後の対応について	27
	(1) 園児、保護者に対する支援	27
	(2) 保育士に対する支援	28
	(3) 虐待の事実調査及び再発防止策にかかる検証委員会の早期設置	28
	(4) 情報提供義務の明確化	29
5	その他	30
	(1) 加害者の指導（支援）による虐待の未然防止	30
	(2) 保育施設職員への定期的研修の実施、義務化	31
	(3) 保育施設職員の勤務時間・待遇の改善へ及びケア・サポート体制の整備	32

別添資料

- 資料1 福島県弁護士会・令和3年3月11日付「二本松市の認可保育所における虐待事件を受けての会長声明」
- 資料2 福島県弁護士会・令和3年5月28日付「申入書」
- 資料3 福島県社会福祉士会・令和3年5月28日「認可保育園『すまいるえくぼ』（二本松市）における児童虐待事案に関する要望書」
- 資料4 すまいるえくぼに在園していた園児の保護者有志の会・令和3年6月4日付「要請書」
- 資料5 令和3年11月8日付会議の招集請求書
- 資料6 鳥取県のホームページ（虐待通報窓口の部分）

第1 本件調査に至る経緯等

1 事案の概要

令和2年11月13日、関係者が、元園長が入所児童に対して不適切な行為を行っているとして、写真や動画等を持参し二本松市子育て支援課に相談しました。

二本松市からの連絡を受け、福島県県北保健福祉事務所（以下、「県北保健福祉事務所」といいます。）及び福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課（以下、「県子育て支援課」といいます。）、二本松市保健福祉部子育て支援課（以下、「二本松市子育て支援課」といいます。）が令和2年11月17日に特別監査を実施し、元園長は虐待の事実を認めました。

○ 認可保育所「すまいるえくぼ」の概要（令和2年8月1日現在）

- ・ 住 所 二本松市平石高田二丁目492番地1
- ・ 運営主体 すまいるえくぼ株式会社（代表取締役 濱尾敏子）
- ・ 園 長 濱尾敏子
- ・ 定 員 30人（3歳児：9人、2歳児：9人、1歳児：9人、0歳児：3人）
- ・ 在籍人数 22人（3歳児：3人、2歳児：7人、1歳児：9人、0歳児：3人）
- ・ 開園時間 7時～19時（18時～19時は延長保育時間）
- ・ 職員構成 園長1人、保育士6人、補助3人、調理員2名、管理栄養士（嘱託）1人、用務員1人
- ・ 認可年月日 平成31年4月1日

特別監査の結果、元園長による入所児童への虐待行為が確認されたため、福島県（以下、「県」といいます。）は、令和2年11月18日、保育所の設置主体である「すまいるえくぼ株式会社」に対し、改善命令を発出しました。

【改善命令の内容】

- ① 県に改善計画書を提出し承認を得ること。
- ② 改善計画書が承認されるまで園長は保育に関わる業務を行わないこと。
- ③ 保護者への説明会を開き、事実を説明すること。

令和2年11月20日、県及び二本松市は、元園長の虐待行為について、二本松警察署に通報しました。

元園長は、令和3年1月14日、園児に対する暴行容疑で逮捕され、その後、別の園児への暴行容疑で再逮捕（計3回）され、令和3年4月～5月に3回の公判が開かれ、令和3年5月28日、懲役2年（執行猶予5年）の右

罪判決が言い渡され、同年6月12日に同判決が確定しました。

認可保育所「すまいるえくぼ」は、県の改善命令後も引き続き保育を希望する園児について保育を行っていましたが、園児は令和3年3月までに全て転園し、令和3年3月末をもって閉園しています。

2 福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会による調査開始の経緯

福島県社会福祉審議会（以下、「社会福祉審議会」といいます。）の児童福祉専門分科会保育所部会により調査が開始されるに至った経緯は以下のとおりです。

R3.3.11	福島県弁護士会が、県及び二本松市に対し、第三者による検証委員会を直ちに設置し、事実関係について検証を行った上で、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講じることを求める「二本松市の認可保育所における虐待事件を受けての会長声明」を発出した（資料1）。
R3.3.23	福島県弁護士会が、上記会長声明を踏まえ県子育て支援課課長らと検証委員会設置等について協議したが、県は検証委員会の設置は不要であるとの認識を示した。
R3.5.28	福島県弁護士会と福島県社会福祉士会は、福島県保健福祉部こども未来局長に対し、それぞれ第三者による検証委員会を直ちに設置し、認可基準を満たしていない保育所を認可するに至った原因や度重なる調査等によっても虐待等の事実を把握できなかった原因等につき検証を行ったうえで、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講じることを求める同日付申入書を交付した（資料2（福島県弁護士会の申入書）、資料3（福島県社会福祉士会の申入書））。その後の協議において、県は再発防止のための対応を講じているとして検証委員会設置について否定的な認識を示した。
R3.6.4	すまいるえくぼに在園していた園児の保護者有志の会が、県に対し、真相を解明し、被害者を二度と出さないため、本件について第三者による検証委員会を直ちに設置し、検証を行ったうえで、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講

	<p>じることを強く求める同日付要請書（資料4）を提出し、県子育て支援課と協議を行った。県は、協議当日は、「要請としては承った。」と回答したが、後日確認すると、「当日話した通り、検証を実施する予定はない。」との回答であった。</p>
R3.11.8	<p>社会福祉審議会委員13名から、認可保育所「すまいるえくぼ」（二本松市）における園児虐待事件に関して、社会福祉審議会下の児童福祉専門分科会保育所部会（必要に応じて委員追加）又は分科会下の本件検証部会（新設）で再発防止策を検討し、その結果を知事に具申することを審議するため、社会福祉審議会の会議の招集請求があった（資料5）。</p>
R3.11.26	<p>令和3年度第2回社会福祉審議会が開催され、調査の場の設置が承認された。調査事項及び体制は児童福祉専門分科会を開催して審議することとされた。</p>
R4.1.12	<p>令和3年度第1回児童福祉専門分科会が開催され、調査事項は類似事件の再発防止策に関すること（詳細な調査内容は保育所部会で決める。）、調査体制は保育所部会（委員5名）に臨時委員を追加することとされた。</p>
R4.1 中旬	<p>令和3年度第3回社会福祉審議会が開催され（書面開催）、上記経過が報告された。</p>
R4.1.28	<p>保育所部会の臨時委員として、松枝智之氏（社会福祉審議会委員）、鈴木靖裕氏（社会福祉審議会臨時委員）の2名が指名され、以下の7名体制で調査が開始されることとなった。</p>

社会福祉審議会専門分科会保育所部会員（五十音順 敬称略）

	委員氏名	所属	職名
委員	一戸 里美 (※1)	福島県PTA連合会	研修委員代表理事
副部長	江川 由美子	福島県保育協議会 (ちゅうりっぷ保育園)	会員 (園長)
委員	篠原 清美	福島県民生児童委員協議会	会長
臨時委員	鈴木 靖裕	福島県弁護士会	子どもの権利に関する委員会委員

委員	高羽 秀幸 (※2)	福島労働局雇用環境・均等室	室長
部会長	原野 明子	福島大学人間発達文化学類	教授
臨時委員	松枝 智之	ふたば行政書士事務所	代表

※1：令和3年度は松谷恵理子

※2：令和3年度は富塚リエ、令和4年度は辺田幸子

3 本部会の調査方針及び審議経過

児童福祉専門分科会保育所部会（以下、「本部会」といいます。）は、保育所において「不適切な保育」がされていたかどうかを調査するのではなく、あくまで「園児虐待等の類似事件再発防止策」を協議し、そのための事実関係を調査するという方針で審議を進めました。

本部会における審議経過は以下のとおりです。

R4.3.24	令和3年度第4回本部会を開催し、県の認可前からの保育の実態（不適切な保育の有無、対応結果）を確認し、再発防止策を検討し、鈴木委員が、県及び二本松市の関係文書を確認、事実関係を整理し、これらの作業後、他委員からの意見も踏まえて再発防止策を検討することとされた。
R4.6.9	鈴木委員が県の関係文書を閲覧し、事実を確認し、時系列に沿って事実整理を行った。なお、二本松市からは文書の開示はされなかった。
R4.6~10 上旬	二本松市に対し調査協力依頼（3回）を行ったが、二本松市より市公文書公開条例を根拠として対応不可との回答があった。
R4.10.7	原野部会長、鈴木委員が二本松市役所を訪問し、二本松市子育て支援課担当者に対し、改めて調査の趣旨を説明し、協力（関係文書の開示等）を依頼した。
R4.11.2	上記依頼に対し、二本松市からの文書による回答があったが、県において把握している事実（令和元年10月1日の対応）のみの回答がなされたに過ぎなかった。
R4.11.8	二本松市からの回答が不十分であったため、鈴木委員がさらなる協力依頼について二本松市の顧問弁護士と協議したものの、

	訴訟係属を理由に拒否された（訴訟係属がされていない時点であれば調査には協力したと述べていた。）。
R4.11.8	本部会の打合せを行い、調査の進捗状況を共有し、審議会での報告内容を整理した。
R4.11.16	令和4年度第1回社会福祉審議会が開催され、これまでの本部会での検討状況を報告した。
R4.12.21	令和4年度第1回本部会を開催し、県への調査（関係文書の確認）結果を基に、再発防止策等について検討した。なお、今後、二本松市への調査協力依頼は行わないこととされた。
R5.2.17	令和4年度第2回本部会を開催し、再発防止策を検討するとともに、今後のスケジュール（令和5年度夏頃に提言としてまとめる）を確認した。
R5.7.7	令和5年度第1回本部会を開催し、報告書案について検討するとともに、今後のスケジュールを確認した。
R5.11 上旬	令和5年度第2回本部会を開催し（書面開催）、報告書（案）を承認した。

第2 本事案の事実関係

本部会は、本件の事実関係について、県より、県子育て支援課及び県北保健福祉事務所等が保有する資料の開示を受け、また、県子育て支援課及び県北保健福祉事務所の担当者からの事情聴取等により、別表のとおりまとめました。

別表の事実関係は再発防止対策検討のために必要な範囲で認定したものであり、全ての事実関係を網羅するものではありません。

なお、本部会は、二本松市に対しても資料の開示を求めましたが、市公文書公開条例、訴訟係属等を理由に開示を拒否されており、二本松市に関連する事実は県の保有資料等により認定を行わざるを得ませんでした。

第3 各機関の対応、措置の検証

1 認可保育所「すまいるえくぼ」の認可にかかる問題点

(1) 「すまいるえくぼ」認可に至る経緯

ア 本件当時の認可までの手続の流れ

本件当時、保育所設置認可については、施設整備にかかる予算確保などが必要となることが予測される施設においては前年度または2年前頃から認可に向け、県や市町村との調整が始まるのが一般的でしたが、施設整備を伴わないもの（小規模園や地域型で実績のあるところ）については上記の限りではありませんでした。

保育所設置認可にかかる諸資料が整った後に、社会福祉審議会保育所部会にて審議を行いました。保育所部会の会議では、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月3日 児発第295号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生省児童家庭局長通知／平成26年12月12日雇児発1212第5号改正現在）に基づき作成された以下の内容の文書をもとに、審議が行われました。

項目	内容
I 申請者	1 住所 2 代表者職・氏名
II 施設の概要	1 施設の名称 2 定員 3 施設の位置 4 開設予定年月日 5 設置（経営）主体
III 審査事項	1 児童福祉施設最低基準との適合 2 市町村子ども・子育て支援事業計画との適合 3 定員 4 設置経営主体

なお、「保育所の設置認可等について」に、「児童福祉法第35条第5項各号に保育所の設置認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合は、設置主体を問わず審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとされており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと」とあるように、申請内容が関係法令の基準に適合していることを中心に審議が行われています。

イ 「すまいるえくぼ」の認可前後の経緯

平成31年1月18日、すまいるえくぼ株式会社から県に対して、児童福祉施設（保育所）設置の認可申請がありました。

同年2月8日、二本松市が県に対して、保育所設置にかかる意見書を

提出し、3月19日、社会福祉審議会保育所部会において、審議、意見聴取を行い、同月22日、県は、すまいるえくぼ株式会社に対して、平成31年4月1日付けで保育所設置を認可しました。

平成31年4月24日、匿名の人物から中央児童相談所に対し、元園長の児童に対する虐待行為の具体的内容と、元園長の行為を改善するよう求める内容の情報提供がありました。

翌25日、中央児童相談所は県北保健福祉事務所及び二本松市子育て支援課保育所幼稚園係に対し上記情報を提供し、県北保健福祉事務所及び二本松市子育て支援課保育所幼稚園係は合同で実地調査を行いました。

(2) 認可に至るまでの問題点

上記のとおり、保育所設置申請から認可まで2か月しかなく、また認可から1か月もしない時点で元園長による虐待通報がされており、認可に関わる各機関の対応、措置には以下のような問題点があると考えられます。

ア 小規模保育所設置推進の姿勢

当時、待機児童を減少させるため小規模保育所設置を推進し、株式会社の参入も認める流れになっていました。

県及び二本松市は、上記流れに従い、小規模保育所設置申請が一定の要件を満たしていれば認可するという姿勢をとっており、県による審査は、上記姿勢に基づいて行われていました。

イ 保育所設置認可の問題点

保育所設置の認可は、社会福祉審議会保育所部会において、ソフト面について、①当該事業所がこれまでの実績から保育のノウハウを有すること、②市計画（保育ニーズ）と整合していること、③園長に欠格事由（過去に虐待行為を行っていた等）がないことの3点をクリアすれば、その後は主に設備等のハード面の設置基準を中心に審査が行われ、認可されることになっていました。

虐待防止などのソフト面の問題点については、設置基準において認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした申請者・管理者・役員等が欠格事由として定められており（法第35条第5項第4号リ及び同号ヌ）、また、園長の欠格事由を除く不適切保育等に関する事項について留意事項とすることができます。

上記のとおり、虐待防止などのソフト面は設置基準（欠格事由）とされてはいるものの、社会福祉審議会保育所部会に虐待、不適切保育の情報提供がされていなければ、設置基準を満たすこととなり、また、留

意事項とされることもありません。

なお、二本松市からの意見書には虐待についての記載はありませんでした。

本件においては、そもそも設置認可を急ぐあまり、設置申請から2か月でハード面を中心に審査が行われた上で認可がされ、審査が不十分だったことも考えられます。

(3) 認可後について

本報告書をまとめるにあたり、事案発覚まで定員が2回にわたり変更されていることが分かりました。中でも令和元年12月11日付の変更届出書には変更の理由として「保育士確保により、次年度から園長の保育兼務がなくなるため」とあり、このことはそれ以前には園長が保育業務を兼務していたことを示していると言えます。設置認可が同年4月1日であり、また(1)にあるように、匿名の人物からの情報提供が4月にあったことを踏まえると、定員変更が数回にわたってなされていたこと自体が、この園の運営の危うさの1つの兆しであったのかもしれないと考えられます。

2 通報窓口、情報共有体制の問題点

(1) 当時の通報窓口、情報共有体制

当時の通報窓口としては、二本松市や児童相談所、県北保健福祉事務所、県子育て支援課等がありました。

すまいるえくぼに在園していた園児の保護者有志の会の令和3年6月4日付要請書(資料4)の第2の2には「私たちの中には、認可前から、すまいるえくぼに迎えに行ったときに玄関先に子どもが放置されている、子どもが保育士が怖くて登園することを嫌がっている等不適切な保育が行われていると二本松市に相談していた者もありました。」との記載があり、二本松市は、認可前から虐待の事実を認識していたものと思われませんが、二本松市からの資料の開示がされなかったため二本松市側の認識の確定はできませんでした。

保護者による虐待の相談があったことについては認可の審査時に県には情報が入っていませんでした。

認可前の虐待の相談についての経緯や二本松市の情報管理状況を調査しようと考えましたが、残念ながら二本松市の協力を得ることができず、具体的な経緯や情報管理状況は明らかになりませんでした。

令和5年5月に子ども家庭庁と文部科学省が発表した『「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」の調査結果について』(以下、「不適切な保育への対応実態調査」と言います。)によると、「虐待等の不適切な保育が疑われる事案の対応窓口としての位置づけ

の相談窓口やコールセンター（それに類する係等）の設置の有無」については、福島県内の保育所を所管する県および市町村の回答41件のうち、17件（41.5%）しか設置されておらず、残り24件（58.5%）にはいまだに設置されていません。

本件当時の二本松市は上記対応をしていたようなので、窓口自体はあったと考えられますが、どのように機能していたかまでは確認できませんでした。

令和4年1月の福島県がまとめた『認可保育所「すまいるえくぼ」（二本松市）に関する説明資料』によると、「市から県に対して情報提供がなかったなど必要な連携や情報共有が図られていなかった」とありますので、情報共有体制は整っていなかったと推測されます。

また、上記「不適切な保育への対応実態調査」によると、「市町村／都道府県との情報共有に関する手順が定められているか」については、福島県内の保育所を所管する県および市町村の回答42件のうち、手順が定められているのは11件（26.2%）であり、31件（73.8%）は未だに手順が定められていません。

本件にかかる当時の情報共有体制は推測の域を出ませんが、二本松市や県において情報共有や対応のフローチャートは作成されておらず、情報共有の体制は整備されていなかったと考えられます。

(2) 本件の場合

ア すまいるえくぼに在園していた園児の保護者有志の会の令和3年6月4日付要請書（資料4）の第2の1に「私たちが得た情報によれば、元園長の児童虐待や体罰は次のようなものです。元園長は、すまいるえくぼが小規模保育事業所であった当時から、子どもが朝泣いて登園した、挨拶ができなかった等の些細な理由から、おやつ抜き、立たせるといような行為を日常的に行っていました。」との記載があり、元園長による虐待は「すまいるえくぼ」が小規模保育事業所の頃から行われていたものと考えられ、上記要請書（資料4）の第2の2に記載のとおり、保護者が二本松市に対し相談を行っていたものと考えられますが、県子育て支援課や県北保健福祉事務所との情報共有はされていなかったものと思われる。また、二本松市は、設置認可の際の意見書にも上記虐待の事実を記載しませんでした。

そのため、設置認可の時点で園児虐待にかかる情報が社会福祉審議会保育所部会に提示されることはありませんでした。

イ 保育所設置認可後わずか1か月後、元園長による虐待について中央児童相談所に情報提供があり、県北保健福祉事務所、二本松市と情報共

有がされましたが、上記のとおり設置認可前に情報共有がされているか、虐待等の問題点にかかる情報収集がされていれば、仮にハード面の設置基準を満たしていたとしても、即時の認可は認められなかった可能性があります。

ウ 元園長による園児虐待について、匿名の人物から、以下のとおり各機関に情報提供がされています。

平成31年4月24日 中央児童相談所（県北保健福祉事務所、二本松市に情報提供）

令和元年10月1日 中央児童相談所（二本松市、県北保健福祉事務所）

令和元年10月8日 二本松市

令和元年10月10日 福島県子育て支援課

匿名の人物は、上記情報提供にもかかわらず、虐待が収まらなかったため、令和2年11月4日、改めて中央児童相談所に対しその旨を伝え、たうえで内部告発の相談窓口を紹介するよう求めています。中央児童相談所は県北保健福祉事務所児童家庭支援チームを紹介しています。

(3) 問題点

ア 通報窓口の問題点

(ア) 自治体窓口の問題点

以上のとおり、匿名の人物は、元園長による園児虐待について情報提供しようと考えましたが、通報窓口がはっきりせず、各機関に連絡をしなければなりません。そして、各機関に情報提供がされ、機関内である程度情報共有がされていますが、各機関の情報共有は十分にされておらず、匿名の人物は、各機関への通報の際に自ら必要であるとする事実をそれぞれ初めから説明しなければならなかったものと考えられます。

これは通報窓口が一本化されておらず、また、通報窓口の広報が十分されていないことに原因があると考えられます。

仮に各市町村に通報窓口があるとしても、小規模の市町村であると担当者は様々な役割を兼任し、虐待問題についてのみ関わられる状況になく、通報がされてもそもそも対応ができなかったり、他の機関との情報共有が図れなかったりすることも考えられます。

(イ) 保育所の窓口の問題点

令和3年11月8日付会議の招集請求書（資料5）3頁には、「保育所には本来苦情解決の仕組みや運営委員会を設けることとされているが、すまいるえくぼにおいてはどうだったのか。機能していなかったとすれば、その原因は何か。また、保護者に対し、契約内

容の十分な説明がなされていたか、その中で第三者である運営委員の明示があったか。なされていなかった場合、どうあるべきか。」との検証事項が掲げられています。

苦情解決の仕組みや運営委員会については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第14条の3では、「苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」となっています。

さらに、第14条第2項の「10 虐待の防止のための措置に関する事項」に関連する内容については、認可申請書の添付資料「すまいるえくぼ保育事業計画書」内に「(13) 虐待防止の措置に関する考え方」という項目があり、園は「・子どもの保護・支援・保護者への関わりを積極的に行う。・早期発見、早期対応」と記載し、運営規程に以下の規定が置かれていました。

- 第14条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員会等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

すまいるえくぼにおいては、このように苦情窓口を設置するための規定が置かれており、窓口が設置されていたものの、苦情受付担当者と苦情解決責任者を元園長が兼ねており、十分に機能していなかったものと思われます。

イ 情報共有の問題点

- (ア) 本件において、各機関に情報提供があり、各機関の間である程度の情報共有はされましたが、どの機関が主導的に対応すべきかはつきりせず、各機関がそれぞれ事実確認を行い、完全な情報の共有化は図られず、早期に対応することはできませんでした。

要保護児童対策地域協議会における児童相談所のように主導的役割を果たす機関を設け、そこに情報を集約するなどの検討が必要であると考えられます。

- (イ) いじめの場合の情報共有

いじめ防止対策推進法第23条第1項は「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）は、これについて「学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。」との方針を定めています。

保育所等での虐待についても、上記を参考として、各機関において対応方針を定め、各機関の担当者は虐待にかかる情報を抱え込まず、また、虐待にかかる情報を適切に記録し、機関内で情報共有を図り組織的に対応方針を決定し、被害園児を徹底的に守り通すという姿勢で対応することが重要であると考えます。主たる機関を定めるのであれば、その機関との情報の迅速な共有、主たる機関での迅速な対応方針の決定が必要となります。

(4) 「通報」窓口とすることの弊害

保育士が虐待の事実を把握した場合、「通報」窓口のみしかないと、自ら「虐待」に該当すると認定する必要があり、また、同僚や上司の行動を告発するという印象を持つものと考えられます。

保育士としては、虐待かどうか悩ましい場合も多く、その場合には、虐待が行われていると断定し通報することに躊躇するものと思われれます。

また、同僚や上司の言動を止めさせたいだけであるにもかかわらず、その処罰を求めるかのように通報することはやり過ぎであると考えてしまうものと思われれます。さらに、通報した結果、通常の保育に支障をきたす事態となり、自分も含め関係者への不利益が生じることを懸念し、通報に結びつかない可能性もあると考えられます。

仮に虐待の情報提供の窓口を設置する場合には、上記の点に十分配慮すべきであると考えられます。

3 虐待通報後の事実調査の問題点

(1) 本件における虐待通報後の対応

ア 平成31年4月24日に匿名の人物ら虐待行為の情報提供があり、翌25日、県北保健福祉事務所及び二本松市は園を訪問し、元園長に対し、「児童相談所を通じて県北保健福祉事務所及び二本松に対して『すまいるえくぼにて、指示に従わなかった子どもに対し、たたくななどの暴力やおやつや食事を与えない等の対応があった』との情報提供があったため、確認のため訪問した。」旨を伝え、元園長からの聞き取りを行いました。

元園長は「子どもに対し、大声を上げる（怒鳴る）、たたく、おやつを与えないなどの対応は、園長も含め、職員一同、園長が経営するすまいるえくぼ、えくぼ保育園の二園ともに、一切ない。」と回答したため虐待の事実を確認することはできませんでした。

イ 令和元年10月1日に中央児童相談所から二本松市に対し「園長が泣いている子どもを隔離している。」等の情報提供があり、二本松市が現地調査を実施しましたが、虐待の事実を確認することはできませんでした。

ウ 令和元年10月8日に匿名の人物から二本松市に対し「泣いている子どもを暗い部屋に入れている。」等の情報提供がありました。

令和元年10月10日に匿名の人物から県子育て支援課に対しても上記と同内容の情報提供がされましたが、県子育て支援課は二本松市に連絡するとともに、県北保健福祉事務所に情報提供しています。

エ 令和元年10月15日、県北保健福祉事務所は、園に対して事前通知ありの通常監査を行い、園長からのみ聞き取りを行い、虐待の事実を確認することはできませんでした。

オ 県北保健福祉事務所は、令和2年9月15日の通常監査の際に改めて元園長から聞き取りしましたが、虐待の事実を確認することはできませんでした。

カ 令和2年11月13日、関係者が、二本松市子育て支援課に、園長の園児及び職員に対する問題行動をまとめた書面、写真、画像データ、動画、音声データ等を持参して苦情申立を行い、同日、二本松市から県北保健福祉事務所あて上記苦情にかかる通報がされています。

キ 令和2年11月16日、県北保健福祉事務所及び二本松市子育て支援課は、「すまいるえくぼ」の保育士、子育て支援員から聞き取りを行い、元園長の虐待の事実を確認しました。

ク 令和2年11月17日、県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二

本松市子育て支援課は、園に対し特別監査を行い、元園長を含む全職員から聞き取りを行い、元園長は虐待の事実を認めました。

(2) (1)の対応の問題点

ア 聞き取りの対象、情報収集の方法の問題点

上記のとおり、最初の情報提供から虐待の事実認定まで1年6か月程度の期間を要しており、虐待の有無の確認が十分に行われたとはいえません。

平成31年・令和元年の聞き取りは、元園長についてのみ行われていますが、虐待を疑われている人物から聞き取りを行っても虐待の事実を認めるとは限らない（むしろ否定する）のであり、保育士ら別の職員に聞き取りを行うべきであったと考えられます。または、保育現場が分かる市の主任級の保育士による保育観察（保育士の子どもへの関わり方や、子どもの様子などの観察）を行い、上記情報の裏付けを取った上で元園長に聞き取りを行うべきであったと思われます。

その他、保育所の用務員や保育実習に来ている学生から第三者の立場で聞き取りを行うことも考えられ、その場合に事実確認できなくてもその後経過観察してもらうことで虐待の事実が発覚する可能性もあります。

本件においては、元園長の保育士ら他の職員に対する問題行動があり、保育士は上記聞き取りを受けても発言しにくかったものと考えられます。その場合は、園ではなく他の場所で聞き取りを行う、園で聞き取りを行うとしても別の名目で聞き取りを行い、その中で虐待の事実の有無を確認するなど聞き取りしやすい状況を作るべきであると思われます。また、聞き取り内容は外部に漏らさないと伝えた上で聞き取りを行うなど保育士らが発言しやすい状況作りを行うべきです。

イ 聞き取り後のフォローの問題点

虐待は、いじめと同様、繰り返し行われるのであり、「継続的な」確認が行われるべきであったと言えます。

しかし、本件においては、元園長に事情を確認した後、その後の経過観察が全く行われておらず、通報がある都度新たに調査を始めるといような状況であり、これでは虐待事実の確認にはつながりにくいものと考えられます。

4 虐待の事実認定後の対応の問題点

(1) 園児、保護者らに対する対応の問題点

ア 本件において行われた対応

(ア) 虐待を受けた園児らへの対応については、県が二本松市に対し対

応するよう指示したところ、二本松市は「保健師が窓口となり相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐ手続きとなる。」と回答したようです。

本調査報告への二本松市からの協力が得られていないため、その後の具体的対応は確認できませんでした。

- (イ) 令和2年11月18日に、県は園に対して児童福祉法に基づく改善命令書を交付しました。これに従い、園は11月19日に保護者説明会を行い、園長は児童に虐待を行っていたことを説明し、謝罪しました。このときに県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が同席しています。

しかしながら、翌20日に園職員は保護者に対して個別説明会を開催し、前日の園長の説明を訂正しました。このときには県及び二本松市の担当者は同席していませんでした。翌21日には園を訪問し、改善計画書（案）の内容について協議し、24日から年度末までは県北保健福祉事務所と二本松市は毎週園を訪問し、状況確認を行っていました。

また、12月10日にも保護者説明会が開催され、県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課も同席しました。ここでは虐待の謝罪と園が19日まで休園することへの説明がされました。

- (ウ) その後の保育園の転園等の手続きを通して、保護者及び園児へのフォローがあったかと思われませんが、本調査報告への二本松市からの協力が得られていないため、内容について確認できませんでした。

イ アの対応の問題点

- (ア) 虐待の子どもに対する影響に鑑みれば、特に虐待を受けた園児について、早急に心のケアを行う必要があり、その方針は保護者に対し示されるべきです。

県による『認可保育所「すまいるえくぼ」（二本松市）に関する説明資料』における再発防止策には、保護者や子どもへの対応についての言及がなく、また児童福祉法第46条第3項に基づく改善命令書にしたがって作成された本園の「業務改善計画書」においても、今後の計画について書いてあるばかりで、当時の園児や保護者への対応についてどう対応されたのか、あるいは対応する予定があったのかが明確ではありませんでした。

また、二本松市からは情報提供がされなかったため、二本松市が

どのような対応を行ったのは明らかになりませんでした。

本件においては、園児らの心のケアを行うため非常勤職員の枠を増やすこと等の対応の余地もあったのではないかと考えられます。

12月10日の保護者説明会において、保護者からは「子どものケアをするというが、何をされたかわからない園長に何ができるのか。何のために園長がいるのかわからない。内部事情を知った上で就任すべき。」との声が上がっています。

保護者説明会においては、元園長や保育士らではなく、県や二本松市の担当者が園児のケアにかかる今後の方針を示すべきであったと考えられます。

- (4) 特に虐待を受けた園児の保護者らは、元園長による虐待の内容、経緯にかかる正しい情報を知りたいと考えるのは当然です。

虐待を行った加害者である元園長に経緯等を説明させれば、自らの虐待行為の内容を矮小化したり、虐待の事実を隠蔽したりすることは容易に想像できます。実際に、保育士らが元園長の説明をすぐに訂正する事態が生じています。

保護者の知る権利（憲法第21条第1項）の見地からは県や二本松市が、保護者説明会において、自ら主導して元園長から聞き取った内容を説明し、事実調査、再発防止にかかる今後の方針説明を行うべきであったと考えられます。

その時点で事実確認ができないのであれば、後日、情報を整理した上保護者らに改めて説明を行うべきであったといえます。

もっとも、県や二本松市が改めて事実経過の説明を行ったとしても、元園長を監督するという点については、県や二本松市が、自らの責任を矮小化するために、十分な説明を行わない、あるいは保護者らが県や二本松市の説明に納得しない可能性があります。

保護者らとすれば、十分な情報提供が受けられない場合、真実を知るために訴訟提起せざるを得ず、本件でも、県や二本松市による情報提供が不十分であったため、県や二本松市を被告とする民事訴訟が提起されてしまっています。

そのような事態を回避するためには、本部会のような中立な第三者による検証委員会（第三者委員会）を早期に設置し、保護者らに対し十分な説明を行うべきであったと考えられます。

(2) 保育士に対する対応の問題点

ア 本件において行われた対応

保育士らは、11月26日に現状確認のために出張した県職員との

面接（2人／10人）において、疲れや余裕のなさ、心身への不調がでることの危惧を申し述べていたり、12月3日の現状確認の際の面接（2人／10人）に際しても、園内の人間関係の問題や保育士の心身の不調とも思われる言及をしたりしていました。

しかしながら、保育士のメンタルケア（退職した保育士へのケアも含む）について具体的な対応がなされたのかは記録上では確認できませんでした。

なお、同園も含め、県北管内（二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡）の認可保育所、認定こども園、認可外保育施設の全職員に対して、名刺サイズの「保育所職員相談窓口」カードは配布されました。その際、同園保育士からの反応については確認できていません。

一方で、元園長のメンタルケアについては二本松市からの相談が県北保健福祉事務所にあったようで、市保健師の対応を検討してもらうように話をしたとの記録はありました。

イ アの対応の問題点

自責の念から退職した職員もおり、また、事件発覚後多忙な保育業務に事件対応が加わり職員が精神的に疲弊してしまいました。

「メンタルケア」は、相談者から複数回話を聞き、相談内容に対して具体的にどうすればよいかというアドバイスを行い、その後も経過観察が行われるべきであり、本件においても、退職した職員を含め、職員に対し、相談窓口を周知するだけでなく、相談内容について具体的なアドバイスを行ったり、経過観察を行うなど、職員らを継続的にケアする体制を構築すべきであったと考えられます。

5 虐待への認識・危機意識の欠如

(1) 各機関担当者の認識

本件においては、各機関に対し、元園長の園児虐待について詳細かつ確度の高い情報提供があったにもかかわらず、事実特定までに長期間を要し、その間、園児への虐待が繰り返し行われてしまっています。

これは各機関担当者が「しつけの一環である」などと考えてしまい、虐待であるとの認識を持てなかったことが問題であると考えられます。また、虐待についての危機意識が低いと、監査等の際に虐待の疑いを持つに至っても早急に対応し、かつ継続的にフォローする必要があるとの認識に至れなかったものと考えられます。

(2) 虐待の問題点、危機意識の必要性

ア 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課の「子ども虐待対応の手引

き（平成25年8月改正版）」は、虐待の子どもへの影響について、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴がみられるとしています。そして、身体的影響としては、愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することがあること、知的発達面への影響としては、もとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがあること、虐待する養育者は子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかったり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があり、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことを指摘しています。また、心理的影響として、①愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じる場合があること（対人関係の障害）、②自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態となること（低い自己評価）、③保護者からの暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになること（行動コントロールの問題）、④ADHDに似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合があること（多動）、⑤大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合があること（偽成熟性）、⑥受けた心の傷（トラウマ）により心的外傷後ストレス障害（PTSD）や精神的症状が出たりすることなどを指摘しています。

イ 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのホームページの「子ども（児童）虐待とは？」と題する記事（執筆者 アドボカシー部グローバル政策提言チーム西崎萌）に要約すると以下のような記載があります。

虐待は、社会においてとても深刻な問題です。令和5年4月に発足するこども家庭庁においても、虐待から子どもを守ることは重要な子ども施策の一つになっています。

児童虐待防止法第2条において、虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う行為と定義され、虐待の行為は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの4つに分類されています。なお、ほとんどの虐待の事例では、上記4つの行為が重複して起

こっています。

虐待は、しつけという名の下で行われる「たたく」、「怒鳴る」といった体罰や暴言（体罰等）から始まる事例が多くみられます。

体罰等は、使われれば使われるほど、しつけの方法としての効果のなさが明白になるため、徐々に深刻化する傾向があり、最終的には死に至るような重篤な虐待が引き起こされる事例もあります。実際に、虐待事件を起こした大人が「しつけとしてやった」と弁明する姿はたびたびみられます。

体罰等は、より深刻な虐待に発展する大きな危険因子だと言えます。例えば、オーストラリアの子どもの死亡例と重症例を分析したところ、多くの事例がしつけと称してたたくことから始まったということが明らかになりました。また、体罰等は、子どもの発達に深刻な影響を及ぼすことが科学的にも明らかになっています。

日本において0歳から6歳の子ども2000人を追跡調査した研究では、体罰を用いたしつけは短期的には有効に見えることもあるが、時間が経つにつれ、言葉や社会性の発達に遅れがみられたことが報告されています。

日本では、令和2年4月から親などによる体罰が法律で禁止になっています。家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰や暴言をなくすことが、子ども虐待の早期予防の観点からも重要です。

虐待を未然に防ぐために、一人ひとりができることがあります。まずは、体罰等はしてはならない、虐待につながり得るということを理解し、社会の共通の認識としていくことです。

そして、子どもや保護者の周りにいる人たちが「おかしいな」、「何か変だな」ということに気づくこと、加えて、子どもや保護者からのSOSを見逃さずにいることも、とても大事です。

「もしかして虐待かもしれない」と思ったときには、迷わずすぐに189（いち・はや・く／児童虐待全国共通ダイヤル 通話料無料・24時間対応）に相談・通報してください。お住まいの地域の児童相談所につながります。

虐待かどうかの判断は相談機関が行うため、情報が間違いでも問題になることはありません。特に、親族や近隣にお住まいの方など、身近な方からの情報が、子どもを助けるために重要です。

ウ 子ども家庭庁の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対等等に関するガイドライン」（令和5年5月）は、児童福祉施設の設備及び運

営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、〔児童福祉〕法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と、施設内での虐待等を禁止する規定が置かれていたものの、保育所等における虐待等の具体例等について明記されていないとして、禁止される虐待等を以下のとおり明確化しています（4頁）。

1. 保育所等における虐待：保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為。また、下記に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義される。

- ①身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2. 不適切な保育：虐待等と疑われる事案。

そして、「不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要がある。また、こどもの人権擁護の観点から『望ましい』と考えられるかかわりができているかどうかといった、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等の取組は、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは峻別して、各保育所や自治体において取り組まれるべきものである。」としています（7頁）。

その上で、保育所等における対応と市町村、都道府県における対応を示していますが、本調査報告書における提言と同様の対応を示しています。

本件において、元園長はしつけと称して園児に対する身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待を繰り返し行い、深刻化していったものと考えられ、長期間に亘る虐待による園児への影響は計り知れません。

各機関の担当者が、虐待にかかる上記のような意識を持っていれば、早期の対応、元園長による虐待の阻止、被害にあった園児らの継続的なフォローにつながったものと考えられます（上記イの記事、ウのガイドラインは、通報窓口のあり方についても参考になると思われます。）。

「虐待は通常ない」という発想ではなく、「虐待はいつ、いかなる場所でも発生する」という発想で対応する必要があると思われます。

6 その他

(1) 園長の立場から見た虐待に至る背景の調査

本件において、元園長は、「すまいるえくぼ」の児童福祉施設（保育所）設置の準備を1人で行い、そのストレスを抱えるなどして、それが虐待に繋がっていた可能性があります。

園長が虐待せざるを得ない状況にあった場合、監査の際に、虐待の有無を調査するだけでなく、園長のストレスの原因となるような問題（児童福祉施設（保育所）設置の準備・保育所経営での悩み、保護者とのトラブル等）がないか調査し、それに対応していれば、元園長のストレスが軽減され、虐待の抑止につながった可能性もあると思われます。

また、本件のように認可外保育所から始まった園のように、園長が個人の熱意で作ってあげてきた施設は、園長が自分の意のままに施設を動かせると勘違いしてしまい、行動に歯止めがきかなくなる可能性もあることもあり、元園長もそのような状況になっていたものと考えられます。監査の際には、そのような可能性を踏まえ、職員会議や運営会議及び苦情処理委員会等の機能や内容についても多少踏み込んで審査、監査を行うべきであったと思われます。

(2) 保育施設職員への定期的研修の実施、義務化

保育施設において、保育士等による虐待が疑われる言動が全くないということはあり得ないと言えます。指導の行きすぎが虐待につながることもあります。

この場合に考えるべきなのは、「虐待をなくす」ということではなく、指導の行きすぎ（体罰等）が虐待につながらないようにするためにはどうすればよいか、また指導が虐待にまで至ってしまった場合や他の職員による虐待行為を目撃した場合にどのように対処すればよいかを職員が十分に理解することであるといえます。

上記理解を深めるためには、虐待の原因は何か、どのような指導を行えばよいか、虐待が生じた場合の対応をどのようにすればよいかなどの研修（できれば講演等の座学ではなく、事例を基にしたゼミ形式の研修）を定期的に行うか、義務化する必要があると思われます。

(3) 保育施設職員の勤務時間・待遇の改善へ及びケア・サポート体制の整備

園長、保育士ら保育施設職員は、少人数で多くの園児を保育し、勤務時間や給与等の待遇面が十分でないような場合には、ストレスが溜まり、言うことを聞かない園児に対し乱暴な言動になってしまうことがあります。

もともと、それを全て虐待として処罰対象としてしまうと保育施設職員は委縮し、さらにストレスを溜めてしまうおそれがあります。

このような状況は、待遇面の改善により解消される可能性が大きいものと思われませんが、予算の関係上待遇面の改善が難しいという場合は、保育士らの精神的ストレスを解消するための相談窓口を設置するなどのサポート体制を取る必要があると考えられます。

第4 再発防止策の提案

本部会は、「第3 各機関の対応、措置の検証」を踏まえ、以下のような再発防止策を提案します。

1 保育所設置認可について

(1) 認可の在り方

これまでの保育所設置認可については、施設整備にかかる予算確保などが必要となることが予測される施設においては前年度または2年前頃から県や市町村との調整が始まるのが一般的であり、施設整備を伴わないもの（小規模園や地域型で実績のあるところ）については上記の限りではありませんでした。また、待機児童解消の点からも、主に設備等のハード面の設置基準についての審査が中心となり、基準をクリアすれば認可される方向で動いていました。

厚生労働省子ども家庭局保育課が令和3年5月26日に発表した「保育を取り巻く状況について」によると、「保育所の利用児童数のピークは令和7年となる見込み」で、令和2年4月1日時点の待機児童数が0人である自治体は全体の77.0%となっています。本県においても、令和5年4月1日の待機児童数は13名であり、前年度の23名に比べて減少しています。これらのことより、設置認可自体も今後は少なくなることが予想されますが、待機児童の多かった頃のような「設置基準をクリアすること」は最低基準としつつも、児童福祉施設として設置が望ましいとされている側面からの審査や保育施設に求められる役割等、質的な側面も審査対象に入れることが望ましいと考えられます。

(2) 監査の在り方

保育所は認可したことで終わりではなく、通常監査、特別監査による上

記質的な側面からの基準を充足していることを条件とし、通常監査や特別監査により上記基準が充足されていることを確認されるべきであると考えます。

なお、『『児童福祉行政指導監査の実施について(通知)』の一部改正について』(令和5年3月31日子発0331第14号)は、「児童福祉施設については、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第38条の規定により、原則として、年度ごとに1回以上、実地による検査を行うこと。ただし、当該児童福祉施設について、以下のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらず検査させることができる。」として、一定の要件を満たせば実地検査を省略できることとしましたが、本県においては、実地検査を省略できるのは、保育所等における虐待等を未然に防止できる体制が執られた場合等例外要件を厳格にすべきであると考えます。

2 通報窓口、情報共有体制について

(1) 通報窓口

ア 自治体の通報窓口の一元化

本件において、匿名の人物は、どこへ情報提供をしてよいか分からず、また、情報提供したものの改善がされないことから、自ら適当と考える複数の機関に情報提供しています。

これは通報窓口が一本化されておらず、また、通報窓口の広報が十分されていないことに原因があると考えられます。

鳥取県においては、保育施設等における虐待通報窓口を設け、「通報されたかたの秘密は守られます。通報を受けた場合、虐待の事実の確認や児童の安全の確認は県と関係機関が連携して行います。」と謳い、通報者が通報しやすくなる状況を作っています。また、その他の通報窓口も広報しています(資料6)。

後述するとおり、「通報」窓口とすることの問題点はありますが、「110番」や「119番」のように通報先が一元化されるべきであると考えられます。通報先が複数ある場合は、各機関の情報共有が十分にされる必要があります。

イ 保育所の窓口

保護者からの通報窓口も、保育士からの通報窓口も上記のとおり一元化して、情報が集約され、適切な対応に結びつくのが最善であると考えられますが、外部への通報の前に、保育施設内で適切な対応に結びつくことが可能になるしくみも必要です。施設内の第三者委員会や苦情処理窓口等の適切な運営がなされているかを監査の際にきめ細やかに確認しておく必要があると思われれます。

ウ 「通報」窓口ではなく「相談」窓口へ

例えば、保育士が虐待を通報するとなると園が罰せられ、通報した自分がどうなるのかが心配になります。園長も園内で何か問題があっても、閉園となったり、公表されることを危惧し、問題を過小評価したり、もみ消そうとしたりする可能性もあります。通報対象者を罰するのではなく、問題解決の手伝いをする窓口になるべきであると考えられます。つまり、窓口自体が情報提供者の心強いパートナーとなるべきです。

このような窓口となるためには、仮に「通報」窓口と称していても、上記の点に十分配慮して、鳥取県のように「虐待」の例示を行ったり、秘密厳守を謳ったり（資料6）、窓口の位置づけ（対象者を処罰するのではないことを明示する。）や提供を求める情報の確度等について明示したりする（疑問に思う場合でも躊躇せず提供するよう促す。）必要があります。

上記のような手立てを講じても情報提供の件数が少ないような場合には、提供しにくい体制になっていると考えられることから、提供しやすくなるよう適宜改善していく必要があると考えられます。

なお、保育所等の職員は、複数の相談窓口があったとしても、関わりのある地元自治体が最も身近な存在であり、最終的には地元自治体を頼りにすることから、市町村の設置する相談窓口を充実させることが重要であるといえます。

(2) 情報共有体制

ア 本件において、各機関に対し、元園長の園児虐待について詳細かつ確度の高い情報提供があったにもかかわらず、事実特定までに長期間を要したのは、情報共有体制が十分でなかったことが原因の1つであることは明らかです。

イ 要保護児童地域対策協議会において家庭内の虐待については児童相談所が主導的役割を果たす機関と位置付けられていますが、保育施設等での虐待についてはそのような体制はとられていません。

本件においては、各機関はそれぞれ相談や苦情申立を受けているものの、虐待対応ではなく、通常の保育所での問題への対応と同じような対応がなされていたものと考えられます。各機関内部及び他の機関との情報共有を図る体制がとられている場合、リスクアセスメントシート¹等を使用して相談や苦情申立により得られた情報を整理するものと考えられますが、本件においてはリスクアセスメントはされてい

¹ リスクアセスメント＝情報の危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいう。

なかったものと考えられます。

要保護児童対策地域協議会における児童相談所のように主導的役割を果たす機関を設け、そこに情報を集約するなどの検討が必要であると考えられます。そのためには、相談や苦情申立により得られた虐待の情報について、リスクアセスメントシートを用いた各機関内での情報共有体制及び他の機関との情報共有体制をとる必要があります。

ウ 今後、児童相談所における虐待通報については「虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム」「児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」が運用される見通しであり、児童福祉施設の1つとして保育所でも参考にすべきであると考えます。

(3) 通報の受け手の感度の向上

本件において事実特定までに長期間を要し、その間、園児への虐待が繰り返し行われてしまっていますが、これは各機関の通報を受けた担当者が「しつけの一環である」などと考えてしまい、虐待であるとの認識を持てなかったことに問題があると考えられます。また、虐待についての危機意識が低いため、監査等の際に虐待の疑いを持つに至っても早急に対応し、かつ継続的にフォローする必要があるとの認識に至れなかったものと考えられます。「虐待は通常ない」という発想ではなく、「虐待はいつ、いかなる場所でも発生する」という発想で対応することが重要です。

各自治体や自治体内の通報担当者の意識の違いから虐待に対する感度の差が生じ、仮に通報窓口を設けても虐待の事実認定に至ることはできないと考えられます（特に小規模自治体では各職員の管理業務の多さから虐待への対応そのものが困難であることも考えられます。）。

そのような状況を回避するためには、各自治体及び職員の虐待に対する意識、感度の向上を図るとともに、担当者の意識の違いによる対応の差が生じないよう相談、苦情申立の際のガイドライン、リスクアセスメントシート等を作成するなどすべきであると考えられます。

3 虐待通報後の事実調査について

(1) 聞き取りの対象、聞き取りの方法

まず、虐待行為を行っていると思われる職員に対し直接の聞き取りを行うべきではありません（直接聞き取りすることで虐待行為が秘密裏に行われるおそれもあります。）。

他の職員に対し、園ではなく別の場所で行う、虐待調査とは別名目で聞き取りを行う、秘密厳守を謳うなど加害職員の影響を排除したり、他

の職員が発言しやすい状況を作ったりしたうえで聞き取りを行うべきです。

加害職員から聞き取りを行う場合は、例えば保育現場が分かる市の主任級の保育士による保育観察（保育士の子どもへの関わり方や、子どもの様子などの観察）を行い、上記情報の裏付けを取ったうえで行うべきです。

その他、保育所の用務員や保育実習に来ている学生から第三者の立場で聞き取りを行うことも検討すべきです。

(2) 継続的な調査

虐待は、いじめと同様、繰り返し行われるのであり、継続的に事実調査を行うべきです。

他の職員からの上記聞き取りを繰り返し行うべきであり、聞き取り後、保育現場が分かる市の主任級の保育士による保育観察を行わせるという方法も考えられます。上記のような経過観察を行うことにより加害職員の虐待行為が抑制された可能性もあります。

また、虐待の通報者との連絡が取れる場合には、通報者にその後の状況を報告してもらうことも考えられます。その際に新たな虐待情報の提供を受け、再度の調査につながる可能性もあります。

(3) 調査担当者の感度の向上

本件において事実特定までに長期間を要し、その間、園児への虐待が繰り返し行われてしまっていますが、2(3)で述べたのと同様、各機関の調査担当者が「しつけの一環である」などと考えてしまい、虐待であるとの認識を持たず、また、虐待についての危機意識が低いため、監査等の際に虐待の疑いを持つに至っても早急に対応し、かつ継続的にフォローする必要があるとの認識に至れなかったものと考えられます。虐待の事実調査の際にも「虐待は通常ない」という発想ではなく、「虐待はいつ、いかなる場所でも発生する」という発想で対応することが重要です。

そのような状況を回避するためには、各自治体及び職員の虐待に対する意識、感度の向上を図るとともに、担当者の意識の違いによる対応の差が生じないよう相談、事実調査の際のガイドライン、リスクアセスメントシート等の作成などをすべきであると考えられます。

4 虐待の事実認定後の対応について

(1) 園児、保護者に対する支援

いじめ防止対策推進法第23条第3項は、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ

をやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援…を継続的に行うものとする。」とし、いじめの被害児童等及びその保護者の「支援」（児童等の安全確保、不安除去、寄り添える体制作り、保護者への迅速な事実関係の報告等）を行うとされています。

虐待の子どもへの影響を考慮すれば、早急に園児及びその保護者に対する心のケアなどの「支援」を行うべきであり、園児対応のための心理、福祉の専門家等の非常勤職員の枠を増やしその対応に当たらせることを検討すべきです。そして、保護者説明会等においては、県や市町村が主導して、保護者らに対しその方針を示すべきです。

(2) 保育士に対する支援

現在、保育士不足が叫ばれ、保育施設職員は、少人数で多くの園児を保育せざるを得ない状況にあり、それに伴い勤務時間や給与等の待遇面が十分でないような場合には、ストレスが溜まり、言うことを聞かない園児に対し乱暴な言動になってしまうことがあると考えられます。

そのような状況下で、本件のような虐待事件が発生してしまった場合、虐待に関与していない職員の中には、自責の念から退職する職員が出たり、また、事件発覚後多忙な保育業務に事件対応が加わり職員が精神的に疲弊する職員が出たりすることから、退職した職員を含め職員を継続的にケアする体制を構築すべきです。

(3) 虐待の事実調査及び再発防止策にかかる検証委員会の早期設置

ア 中立公正な第三者による事実調査、再発防止策の検討

本件のように刑事処分が科せられるような虐待が生じた場合、園児及びその保護者の知る権利（憲法第21条第1項）を充足し、早期に事実調査を行い、再発を防止するためには、早期に検証委員会（第三者委員会）を設置すべきです。

本件のように重大な虐待事案が発生した場合、監督官庁の監督責任が問われる可能性があり、監督官庁が自ら事実調査を行ったとしても、十分な調査を行わない、あるいは被害園児の保護者らが監督官庁の調査に納得しない可能性があります。

保護者らとすれば、十分な調査がされていないと考えた場合、真実を知るために訴訟提起せざるを得ず、本件でも、県や二本松市を被告とする民事訴訟が提起されてしまっています。

そのような事態を回避するためには、本部会のような中立な第三者による検証委員会（第三者委員会）を早期に設置し、保護者らに対し

十分な説明を行うべきであったと考えられます。

なお、本件において、二本松市は、訴訟係属等を理由に本件にかかる資料の提供を拒みましたが、他方で、虐待にかかる事実発覚後すぐに検証委員会（第三者委員会）が設置されていれば資料を提供していたと述べています。二本松市の対応は情報提供義務の見地から問題があるといえますが、県が早期に検証委員会（第三者委員会）を設置していれば、このような事態を回避することもできたと思われれます。

イ 早期の事実調査

本件のような重大な虐待事案は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態」と同様のものであり、同項所定の「組織」（検証委員会、第三者委員会）の設置にかかる方針が参考になります。

いじめ防止対策推進法第28条第1項は、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とし、第三者機関設置の要件を定めていますが、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）は、これについて「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない、極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」との方針を定めています。

保育施設等での虐待の検証委員会（第三者委員会）についても、条例等により上記のような設置要件を定め、その設置要件の充足判断においては、保護者らからの申立があればその要件を充足するものとして早急に調査を開始するというような運用方針を定めるべきであると考えます。

(4) 情報提供義務の明確化

いじめ防止対策推進法第28条第2項は、いじめを受けた児童等及びその保護者の知る権利（憲法第21条第1項）を充足するため、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に

対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供するものとする。」としています。これは個人情報保護条例との関係では上位規範として、個人情報保護法との関係では法令による例外として必要な情報を適切に提供することを認めたものです。「適切に提供する」とされているので、仮名処理等を行った上で、いじめが生じた背景及びいじめに関する具体的な事実関係に関する調査結果と、事後的に行った児童等に対するアンケート結果の開示が想定されていますが（坂田仰編「補訂版いじめ防止対策推進法全条文と解説」（学事出版、2018年）98頁以下）、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）は、「法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。」としており、児童等の知る権利を充足するために必要な情報は十分開示すべきことが求められ、学校等が自己に不利な事実の隠蔽を図ることは認められていません。

本件においては、二本松市が市公文書公開条例、訴訟係属を根拠に資料提供を拒みました（訴訟進行上不利な事実の開示を回避する目的であったと考えられます。）。これでは虐待を受けた園児及びその保護者の知る権利が充足されるとはいえず、十分な再発防止策を検討することはできません。二本松市も主体的に再発防止に取り組むべきであり、再発防止のために必要な情報を開示すべきであったと考えられます。

県は、条例等で、園児らの知る権利の充足の観点からいじめ防止対策推進法第28条第2項のような情報提供義務、その方針を定めるべきものと考えられます。

5 その他

(1) 加害者の指導(支援)による虐待の未然防止

いじめ防止対策推進法第23条第3項は、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、…いじめを行った児童等に対する指導…を継続的に行うものとする。」とし、いじめの被害児童等の支援だけでなく、加害児童等の指導も定めています。いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10

月 1 1 日 文部科学大臣決定) 別添 2 「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」は上記「指導」について「いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。」と例示しており、上記「指導」は、加害児童等に対する支援の視点も含まれているとされています。

保育施設における虐待事案についても、園児に対する虐待を未然に防止する見地から、加害職員に対する指導(支援)の見地も必要であると考えます。

監査の際に、虐待の有無を調査するだけでなく、加害職員のストレスの原因となるような問題(児童福祉施設(保育所)設置の準備・保育所経営での悩み、保護者とのトラブル等)がないか調査し、その問題が解消すれば、虐待の未然防止につながる可能性があります。

また、1人の職員が個人の熱意で作ってあげてきた施設は、自分の意のままに施設を動かせると勘違いしてしまい、行動に歯止めがきかなくなり虐待につながる可能性もあることもあるため、監査の際には、そのような可能性を踏まえ、職員会議や運営会議及び苦情処理委員会等の機能や内容についても多少踏み込んで審査、監査を行うことで職員の行動抑止につながり、虐待防止に資するものと思われれます。

(2) 保育施設職員への定期的研修の実施、義務化

保育施設において、保育士等による虐待が疑われる言動が全くないということはありませんといえます。指導の行きすぎが虐待につながることもあります。

「虐待をなくす」ということではなく、指導の行きすぎ(こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対等々に関するガイドライン」(令和5年5月)に示された「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」、「不適切な保育(虐待等と疑われる事案)」が虐待につながらないようにするためにはどうすればよいか、また指導が虐待にまで至ってしまった場合や他の職員による虐待行為を目撃した場合にどのように対処すればよいかを職員が十分に理解することができるようにするために、虐待の原因は何か、どのような指導を行えばよいか、虐待が生じた場合の対応をどのようにすればよいかなどの研修(できれば講演等の座学ではなく、事例を基にしたゼミ形式の研修)を定期的に行うか、義務化する必要があります。

上記のような研修において、各園が自己の園における取組みや問題点を話すことで、他の園の職員らが自己の園におけるこどもへの対応が

「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」、
「不適切な保育（虐待等と疑われる事案）」に当たるのではないかと気
付くことにつながると考えられます。

(3) 保育施設職員の勤務時間・待遇の改善へ及びケア・サポート体制の整備

ア 保育士不足が叫ばれる中、勤務時間や給与等の待遇面が十分でない
ような場合には、職員のストレスが溜まり、虐待につながるおそれ
があると考えられます。

このような状況を改善するために、待遇面の改善を検討すべきで
す。予算の関係上待遇面の改善が難しいという場合は、保育士らの精
神的ストレスを解消するための相談窓口を設置するなどのサポート体
制を取る必要があります。

例えば、福島県では保育士の就職支援と保育所等の人材確保支援の
ため、福島県保育士・保育所支援センターを開設しており、ここでは
新卒の保育者のみならず、保育士として再就職希望者の再就職につな
げる役割を担っていると考えられます。再就職希望者は保育士を何ら
かの事情があり離職した人たちですが、保育士の離職の要因は人間関
係や待遇等によるものが大きいのであり、このような要因への対応に
よる離職防止あるいは転職あっせんを行うキャリアカウンセラー等を
配置することにより、問題の早期発見やケアにつながるものと考えら
れます。

また、巡回支援事業や「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教
育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーや
保育者養成校によっては卒業生の相談窓口を開設しているところもあ
るため、そういったところとの連携や福島県に令和5年度4月から開
設された幼児教育研修センター等に保育者のケアや相談を担う部門の
設置などを検討すべきであると考えます。

なお、福島県では平成30年度から令和2年度までの3年間、保育
協議会に委託した形で「心のケア支援事業」として、「保育士等の相
談窓口」が設置されていましたが、令和2年度の相談実績が10件で
あり、相談実績があまりなかったため、打ち切られたとのこと
です。利用頻度が低いから廃止するのではなく、利用頻度が低い原因を
探り、利用しやすいように改善すべきであったと思われ
ます。

イ 保育士不足等が原因で不幸にも虐待事件が発生してしまった場合、
4(2)で述べたとおり、事故発生直後に職員をケアする必要があり、そ
の後も退職した職員を含め職員を継続的にケアする必要があります。

アで述べた支援体制を構築する際に事件発生後のケアを含め職員を

支援する体制を構築するなどすべきであると考えます。

以 上

年月日	出来事			
	県	二本松市	保育所	その他
H29.10.31		二本松市が「すまいるえくぼ」を小規模保育事業所として平成29年11月1日付で認可。		
H31.1.18			すまいるえくぼ株式会社から県に対して、児童福祉施設(保育所)の設置認可申請。	
H31.2.8	県北保健福祉事務所が県に対して、保育所設置認可に関する意見を進達。	二本松市が県に対して、保育所設置に係る意見書を提出。		
H31.3.19	福島県社会福祉審議会保育所部会において、審議、意見聴取。			
H31.3.22	県はすまいるえくぼ株式会社に対して、平成31年3月22日付で保育所設置を認可。			
H31.4.24	中央児童相談所から県北保健福祉事務所に対し匿名の人物からの情報提供。適正に対応すると回答。	中央児童相談所から二本松市子育て支援課保育所幼稚園係に対し匿名の人物からの情報提供。適正に対応すると回答。		匿名の人物から、中央児童相談所に対し、園長の児童に対する虐待行為の具体的な内容を通知し、園長の行為を改善するよう求める内容の情報提供があった。
H31.4.25	県北保健福祉事務所と二本松市子育て支援課が園を訪問し、「児童相談所を通じて県北保健福祉事務所及び二本松市に対して『すまいるえくぼにて、指示に従わない子どもに対し、たたくなどの暴力やおやつや食事を与えない等の対応があった』との情報提供があったため、確認のため訪問した」旨を伝え、園長から聞き取りを行った。 園長の回答は以下のとおり。 ・子どもに対し、大声を上げる(どなる)、たたく、おやつを与えないなどの対応は、園長も含め、職員一同、園長が経営するすまいるえくぼ、えくぼの二園ともに、一切ない。			
R1.10.1		・中央児童相談所から二本松市に「園長が泣いている子どもを隔離している」等の情報提供があった。 ・二本松市が現地調査を実施したが、虐待の事実を認定することはできなかった。		
R1.10.8		匿名の人物から二本松市に対し「泣いている子どもを暗い部屋に入れている」等の情報が寄せられた。		
R1.10.10	・匿名の人物から県子育て支援課に対し「泣いている子どもを暗い部屋に入れている」等の情報が寄せられた。 ・県子育て支援課は当該情報を県北保健福祉事務所に情報提供した。			
R1.10.15	県北保健福祉事務所が指導監査を実施し、園長から聞き取りを行ったが、虐待の事実を確認することはできなかった。 ※指導監査の内容・結果については、令和元年10月18日付保育所指導監査実施報告書(抜粋)及び令和元年11月28日付発議書参照。			
R2.9.19	県北保健福祉事務所が園に定期監査指導を実施し、園長から聞き取りを行ったが、虐待の事実を認定することはできなかった。 ※指導監査の内容・結果については、令和2年6月16日付保育所指導監査及び特定給食施設調査指導実施報告書(抜粋)、令和2年12月11日付発議書及び令和2年12月15日付発議書参照。			
R2.11.4				中央児童相談所に匿名の人物から内部告発の相談窓口を紹介して欲しいとの連絡があった。以前にも二本松市に相談したが動いてもらえなかった、県の児童家庭課に連絡したが二本松市に連絡するようと言われた、とのこと。 中央児童相談所は、県北保健福祉事務所児童家庭支援チームを紹介し、相談するよう説明。
R2.11.13	二本松市から県北保健福祉事務所に対し、右の苦情にかかる通報。	関係者が、二本松市子育て支援課に対し、園長の園児及び職員に対する問題行動をまとめた書面、写真、画像データ、動画、音声を持参して苦情申立を行った。		
R2.11.16	県北保健福祉事務所及び二本松市子育て支援課は、「すまいるえくぼ」保育士、子育て支援員から聞き取りを行い、園長の虐待の事実を認定した。			
R2.11.17	・県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課は特別指導監査を実施し、全職員に対する聞き取り調査を行った。 ・園長は虐待の事実を認めた。			
R2.11.18	県は、児童福祉法に基づく改善命令書を園長に交付した。			
R2.11.19	県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が保護者説明会に同席した。		保護者説明会を開催し、園長が児童に虐待を行っていたことを説明し、謝罪した。	
R2.11.20	二本松警察署に対し園長の虐待行為を通報した。虐待にかかる動画、音声、写真のデータを提出した。	・議員協議会において、「すまいるえくぼ」で虐待が行われていたこと及び県と連携し厳しく指導していたことを説明した。 ・二本松警察署に対し園長の虐待行為を通報した。	園職員が個別説明会を開催し、11月19日の園長の説明を訂正した。	
R2.11.21	県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が園を訪問し、改善計画書(案)の内容について協議した。			
R2.11.24 ~R3.3.31	県北保健福祉事務所と二本松市は、今後の再発防止や園の状況確認のため、毎週「すまいるえくぼ」を訪問して状況確認を行った。			
R2.11.25	県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が園を訪問し、改善計画書(案)の内容について協議した。			
R2.11.27	・全市町村に対し、各施設内で虐待が行われていないか職員全員で確認するとともに、保育所保育指針や教育・保育要領と保育計画の再確認と実施を行うよう通知した。 ・各保健福祉事務所に対し、指導監査時に複数職員からの聞き取りを行うよう通知した。			
R2.12.1			元小学校校長が新園長に就任した。	
R2.12.3	県北保健福祉事務所は、県北管内(二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡)の認可保育所、認定こども園、認可外保育施設の全職員に対して、名刺サイズの「保育所職員相談窓口」カードを配布した。			
R2.12.7	県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が園を訪問し、改善計画書(案)の内容について協議した。			
R2.12.9				報道機関は、元園長が虐待を行っていた事実を報じた。
年月日	出来事			
	県	二本松市	保育所	その他
R2.12.10	県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が保護者説明会に同席した。		2回目の保護者説明会を開催し、虐待が行われていたことについて改めて謝罪し、12月19日まで休園することを説明した。	
R2.12.11	・匿名の人物から虐待等について連絡。			

R2.12.15	・関係者から虐待の内容等について連絡。 ・上記内容等について二本松市子育て支援課に確認。			
R2.12.17	・関係者から虐待の内容等について連絡。 ・上記内容等について二本松市子育て支援課に確認。			
R2.12.18	・関係者から進捗状況等について確認の連絡。		県北保健福祉事務所に対し、業務改善計画書を提出した。	
R2.12.23	県子育て支援課、県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が保護者説明会に同席した。		3回目の保護者説明会を開催し、業務改善計画の内容、令和3年3月末で閉園することを説明した。	
R2.12.28	職員から提出された右の書面を共有した。		職員が各児童に対する不適切行為についてまとめた書面を二本松市子育て支援課に提出した。	
R3.1.14			元園長が二本松警察署において暴行容疑で逮捕された。	
R3.1.19			新園長が二本松市子育て支援課に園の今後の運営について相談。	
R3.1.21	県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が園と園の今後の運営について協議。			
R3.1.25			新園長から県北保健福祉事務所との1月21日の協議について苦情。	
R3.1.27	県北保健福祉事務所、二本松市子育て支援課が園と1月21日の協議に対する安田園長の苦情について協議。			
R3.2.3			元園長が別の園児に対する暴行容疑で2回目の逮捕。	
R3.2.24			・元園長が別の園児に対する暴行容疑で3回目の逮捕。 ・1回目・2回目の逮捕の被疑事実で起訴される。	
R3.3.16			3回目の逮捕の被疑事実で追起訴。	
R3.4.21			第1回公判。元園長は令和2年10月及び11月の園児3名に対する暴行の起訴事実を認めた。	
R3.5.12			第2回公判。検察官が懲役2年を求刑。	
R3.5.28			判決期日。懲役2年執行猶予5年の有罪判決。	
R3.6.12			元園長の有罪判決確定。	

二本松市の認可保育所における虐待事件を受けての会長声明

令和2年11月18日、福島県（以下、「県」という。）は、二本松市（以下、「市」という。）の認可保育所「すまいるえくぼ」（以下、「園」という。）における元園長による園児への虐待行為を確認したとして、園に対し、改善命令を出した。

報道や県の発表によれば、元園長は、園児が着ている服の裾を掴んで持ち上げ、大きく揺さぶり床に落としたり、体などを繰り返し蹴ったりしていたほか、「ばか」「帰れ」などの暴言を日常的に行っていたとのことであり、現在二人の園児に対する暴行罪で起訴され、3度目の勾留中である。

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、許されないものであるが、特に、保育所における児童虐待は、保育所が児童福祉の理念の基に、児童の福祉の向上を図るための児童福祉施設の一つであり、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであることなどから、絶対にあってはならないし、見逃されてはならないものである。

児童福祉法は、このような保育事業の特殊性に鑑み、実施責任の主体を市町村としたうえで、保育所の設置や運営に関する基準にかかる条文を設け、都道府県知事に保育所の認可権限や調査・改善命令にかかる権限を付与するなどして保育所での保育が一定の水準を確保できるように規定している。

ところが、報道によれば、少なくとも平成31年4月ころから、県や市には、虐待に関する情報が寄せられ、県は2回にわたり調査を行ったにもかかわらず、元園長に対する聞き取りしか行わなかったため、令和2年11月まで、虐待の事実を確認できなかったとのことである。

そもそも、今回の職員に対する調査においては、ほぼすべての職員が元園長による虐待の事実を認めていたというのであるから、県が児童福祉法に定められた自らの権限に基づき、抜き打ち調査や複数の関係者への聞き取りなどの適切な調査を当初から実施していれば、もっと早期に虐待を発見できた可能性は極めて高く、県の責任は重大と言わざるを得ない。

また、市に対しても同様に虐待に関する情報が寄せられていたというのであるから、本来、保育事業を実施すべき責任を有する市としては、委託先である保育所においても設置運営基準等法令の基準に従った適切な養育がなされるよう是正すべき責務があったというべきであり、これによっても改善が図られない場合には委託契約を解除する等適切な措置を取る必要があったというべきである。しかしながら、少なくとも報道による限り、市が今回の件に関し、適切な対応をとった形跡は見受けられず、この点にかかる市の責任も重大であると言わざるを得ない。

そこで、本会は、県内の保育所において、再びこのような事態が生じることを防止し、本県のすべての子どもが、保育所での虐待の被害から免れ、その最善の利益が確保されるよう、県及び市に対し、本件に関し、第三者による検証委員会を直ちに設置し、事実関係について

検証を行った上で、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講
じることを求める。

2021年（令和3年）3月11日

福島県弁護士会

会長 榎 裕 康

（執行先一覧）

- 1 福島県
- 2 二本松市
- 3 福島県社会福祉審議会委員長
- 4 福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会部会長

2021年(令和3年)5月28日

福島県知事
内堀雅雄 殿

福島県弁護士会
会長 吉津 健



申入書

第1 申入れの趣旨

本会は、二本松市(以下、「市」という。)の認可保育所「すまいるえくぼ」(以下、「すまいるえくぼ」という。)における園児虐待事件(以下、「本件」という。)を受けて令和3年3月11日付会長声明(以下、「会長声明」という。添付資料1)を発出し、同月23日、会長声明にかかる協議を貴県との間で行った。

当該協議において、本会は貴県に対し、本件に関する第三者検証委員会設置を要請したが、貴県からは設置不要との認識が示されている。

しかし、本件における第三者による検証は、後記第2で詳述するとおり、必要不可欠である。

よって、本会は、貴県に対し、本件について第三者による検証委員会を直ちに設置し、認可基準を満たしていない保育所を認可するに至った原因や度重なる調査等によっても虐待等の事実を把握できなかった原因等につき検証を行ったうえで、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講じることを求める。

第2 申入れの理由

1 本件の重大性

(1) 元園長による虐待、体罰の実態

刑事記録及びすまいるえくぼを利用していた保護者らから得られた情報によれば、すまいるえくぼにおける虐待内容は、次のとおりであった。

すまいるえくぼの元園長であり、すまいるえくぼを経営するすまいるえくぼ株式会社の代表取締役である濱尾敏子(以下、「元園長」という。)は、平成9年に同市内にえくぼ保育園を開所し、この運営をも行っていた者であるが、その後、平成29年11月に小規模保育事業所としてすまいるえくぼを開所した。その後、すまいるえくぼは平成31年4月1日に貴県により

認可された。

元園長は、えくぼ保育園での保育においても不適切なところがあったが、すまいるえくぼにおいては、次のとおり、設立当初からひどい対応が横行し、それがさらにひどいものになっていった。

例えば、すまいるえくぼが小規模保育事業所であった当時、元園長は、園児が朝泣いて登園した、挨拶ができなかった等の些細な理由から、おやつ抜き、立たせるというような行為を日常的に行っていた。また、元園長は、特定の園児に対し、日常的に、遊戯室に入れず、暖房のきかないロッカーに放置し、午睡や食事もロッカー付近でとらせるなどの行為も行っていた。そのほか、元園長は、午睡に慣れずに起き上がってしまった園児に対し、力づくでうつぶせに押さえつけ、タオルケットを頭にかぶせたり、今までできていたことができなくなったり、痲癩を起したりした園児に対し、胸倉をつかんで揺さぶりながら「今、何やった!」「自分が悪いのに泣いてんじゃねー!」などと大声で怒鳴ったりもしていた。

さらに認可後の令和元年のゴールデンウィーク以降は、毎日のように、園児が罰として立たされている状況になっていた。中には、朝登園してから4時間半も立たせられていた園児もいた。

その後、元園長による虐待や体罰はさらにひどくなっていき、令和2年度には、おやつ抜き、遊ばせない、園児を立たせる等の行為は日常化していた。元園長が園児を叩く、蹴る、胸倉をつかむ、引きずって連れていく等の暴力も頻繁に行われるようになっていた。また、元園長は、園児のいる前で「バカ」「死ね」という言葉も日常的に使うようになっていた。

元園長が暴行罪で起訴された刑事事件の公判では、泣いている園児Aに対し、後頭部、額、肩等を複数回叩き、体勢を崩した園児Aが起き上がろうとするのを見て「起き上がり小法師みたいだ。」と言って笑い、何度も体勢を崩させることを繰り返す、園児Bに対し、服を掴んで宙づりにし、左右に揺さぶり、その場に落とし、複数回蹴ったり、ビニール製のオムツ入れで複数回叩いたりする、園児Cに対し、胸倉をつかんで揺さぶり、髪を引っ張る等の虐待が明らかとなった。

(2) 虐待や体罰が子どもの発達等に与える悪影響

元園長による行為は、想像を絶する虐待、体罰であって、およそ保育と呼べるものではない。

児童虐待防止法は、児童虐待について、児童を殴る、蹴るなどの身体的暴行や性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。厚生労働省は、「子ども虐待対応の手引き」(以下、「手引き」という。)において、「ことばによる脅かし、脅迫」「子

どもを無視したり、拒否的な態度を示す」「子どもの心を傷つけることを繰り返し言う」「子どもの自尊心を傷つけるような言動」などの行為が心理的虐待に該当すること、「子どもの健康・安全への配慮を怠っている」「子どもにとって必要な情緒的欲求にこたえていない」などの行為がネグレクトに該当することを明らかにしている。元園長の行為が虐待行為に該当することは明らかである。

また、令和元年改正の児童福祉法及び児童虐待防止法においては、児童福祉施設の長等による体罰の禁止が明記されたが、厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」作成の「体罰等によらない子育てのために」（以下、「とりまとめ」という。）においては、「言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた」「大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた」「宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった」「掃除をしないので、雑巾を顔に押し付けた」などの行為は、すべて体罰に該当するとしている。

子どもに対する体罰や虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるものである。

手引きによると、虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴がみられるとされている。そして、身体的影響としては、愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することがあること、知的発達面への影響としては、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがあること、心理的影響として、対人関係が障害されたり、低い自己評価となったり、行動コントロールの問題が生じたり、多動・偽成熟性といった症状が表出したり、心的外傷後ストレス障害や精神的症状が出たりすることなどが指摘されている。

とりまとめにおいても、体罰等は子どもの心身に様々な悪影響を及ぼすとされており、たとえば、体罰等を受けて育った子どもは「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢が出来ない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まること、軽い身体的体罰であっても反社会的な行動、攻撃性の強さ等との関連が示されていること、虐待や体罰を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子どもたちの成長・発達に悪影響を与えることなどが指摘されている。

また、近時の虐待が脳に与える影響に関する研究においては、殴る、蹴るといった身体的虐待のみならず、暴言による心理的虐待も発達過程の脳に

影響を及ぼすこと、小児期の過度な体罰も脳の前頭前野に影響を与え、行為障害や抑うつといった精神症状を引き起こすこと、身体的又は精神的暴力の目撃であっても脳の発達に影響を及ぼすことなどが報告されている。

最も脳が発達し、人間形成の基礎を培う重要な時期に、直接的な被害を受けた子どもはもちろん、虐待を目撃した子どもも重大な人権侵害を受けたものといわざるをえない。

2 調査の必要性

児童福祉法第35条第5項及び同第8項によれば、都道府県知事が、保育所を認可するにあたっては、同法第45条第1項の条例で定める基準に適合していることが必要であるところ、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では、保育する児童に対する虐待等は厳に禁じられている(条例12条)ほか、保育の内容として、くつろいだ雰囲気の中での情緒の安定や個人差への配慮、子どもの気持ちを受容し、共感しながらの信頼関係の構築などが謳われている(条例49条、保育所保育指針厚生労働省告示第百十七号)。

前項記載のとおり、すまいるえくぼにおいては、認可前から、虐待・体罰が横行しており、元園長による行為が、これら基準に違反することは明白である。

さらに、市への情報開示請求により得られた資料によれば、すまいるえくぼに関しては、認可前から保護者から市に対して、迎えに行ったときに玄関先に園児が放置されている、園児が保育士が怖くて登園することを嫌がっている等不適切な保育が行われているという相談が寄せられていたことが明らかとなっている。このように、すまいるえくぼに関しては、当初から認可基準を満たしておらず、かつ、そのような実態を市が貴県に適切に回答しなかったために、この点が見過ごされて認可された疑いが強く、そもそもの認可手続に問題がなかったが十分な検討がなされる必要がある。

しかも、本件については、平成31年4月以降も、保護者から児童相談所への通報が寄せられており、その通報に基づいて、貴県や市がすまいるえくぼの調査を複数回行っているものの、元園長からの聴き取りしか行わなかったため、令和2年11月まで長期間にわたり、虐待等の事実を確認できず、被害拡大を許す結果となった。指導監督権限を適切に行使できなかった貴県の責任は重いといわざるをえない。

そもそも、保育施設における虐待行為の場合、保護者は児童を預かってもらっている立場で保育を批判することを躊躇しがちであること、児童が被害を的確に他者へ訴えることができないことに加え、一般的に職員同士のかばい合いや不利益処遇のおそれから内部告発をためらいがちであること

から、虐待が隠蔽され、被害が深刻化しやすい構造であることに鑑み、こういった観点からも貴県のこれまでの対応方法、市との連携方法などに問題がなかったか、より適切な対応はどうあるべきか等について、十分な調査と検証が求められる。

3 第三者の専門的視点による検証が必要であること

そして、これらの調査・検証は、第三者である専門家により行われなければ、客観性が担保されない。

とりわけ、近時は、児童虐待防止法に基づく児童虐待重大事例の検証において第三者による検証が求められていること、一時保護所や児童養護施設において、第三者評価が義務付けられ、あるいは義務付けの方向にあることなどの状況に照らせば、第三者の視点を入れた検証は社会の要請といえることができる。

貴県は、既に事実経過の調査を完了したとの認識を示しているが、貴県による独自調査のみでは、批判的・専門的検証として十分とはいえない。特に、前述したような、認可基準を満たしていない保育所を認可するに至った原因や度重なる調査等によっても虐待等の事実を把握できなかった原因、虐待を通報するための窓口が機能していたか否か、保育士が早期に虐待通報に至ることができなかった原因、本件以前の不適切保育の情報の取扱い方法の是非、市との情報共有や連携は適切だったか否か等についての調査や検証及びこれらに対する対応策の提案はいまだなされていないものと思われる。このままでは本件のような事態の再発が防止できない可能性が非常に高い。

4 そこで、本会は、本県のすべての子どもが保育所での虐待から免れ、その最善の利益が確保されるよう、貴県に対し、本件について第三者による検証委員会を直ちに設置し、認可基準を満たしていない保育所を認可するに至った原因や度重なる調査等によっても虐待等の事実を把握できなかった原因等につき検証を行ったうえで、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講じることを求める。

(添付資料)

1 令和3年3月11日付け会長声明（二本松市の認可保育所における虐待事件を受けての会長声明）



福島県知事 内堀雅雄 殿

認可保育園『すまいるえくぼ』(二本松市)における児童虐待事案に関する要望書

時下、平素より益々ご清栄のことと存じます。

私たち福島県社会福祉士会は、社会福祉士資格を所持する720名の一般社団法人です。私たちは子どもから高齢者、障がい者、さらに貧困状態にある人々、犯罪を犯してしまった方や様々な依存症などに悩む人々の福祉に関する相談援助等を生業としている専門職です。

特に、社会的に弱い立場の人々、少数者あるいは偏見や差別、排除された状態にある人々への権利擁護を主体とする活動を行っています。

この度、令和2年秋、認可保育園「すまいるえくぼ」(二本松市平石高田 2 丁目)で起きた児童虐待事案について、前園長の行為は児童福祉法、児童憲章の規定に抵触し、さらに子どもの発達と成長を疎外する生存権、人権・尊厳を侵害した行為、健やかに育つ自由権や幸福追求権など、憲法や子どもの権利条約にも違反する行為でした。

また、このような行為を目撃した住民からの通報があったにもかかわらず、行政介入が遅れ、子どもたちの犠牲も増加・拡大しました。これらの状況を踏まえ、私たち福島県社会福祉士会は、以下3点を要望します。

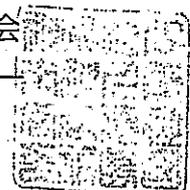
- 1 当初の通報から前園長逮捕までの期間が何故長引いたのかの原因究明
- 2 再発防止への積極的な取り組みを行うための第三者による検証委員会の設置
- 3 児童福祉職員研修会の実施

なお、第三者検証委員会の設置、さらに研修会の実施にあたりましては、当会は最大限の協力を惜しまず提供していく所存であります。

以上

2021(令和3)年5月28日

一般社団法人福島県社会福祉士会
会長 松本喜一





2021 (令和3年) 6月4日

福島県知事

内堀雅雄 殿

すまいるえくぼに在園していた園児の保護者有志の会
代表 [REDACTED]

上記代理人

弁護士 渡辺 和 平 [REDACTED]

弁護士 倉持 恵 [REDACTED]

弁護士 藤井 和 久 [REDACTED]

弁護士 関根 未 希 [REDACTED]

【連絡先】

〒960-8115

福島市山下町2番39号

弁護士法人雪うさぎ法律事務所

弁護士 倉持 恵

TEL:024-534-0009/FAX:024-563-7888

要請書

第1 申入れの趣旨

私たちは、二本松市の認可保育所「すまいるえくぼ」(以下、「すまいるえくぼ」といいます。)に子どもを預けていた保護者です。

私たちの子どもは、すまいるえくぼにおいて、濱尾敏子氏(以下、「元園長」といいます。)から虐待や体罰等の深刻な被害を受けました(以下、「本件」といいます。)。しかし、現在も、本件の真相は全く明らかになっておらず、福島県や二本松市から納得できる説明もなされていません。

よって、私たちは、第三者による検証委員会を直ちに設置し、検証を行ったうえで、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講じることを求めます。

第2 申入れの理由

1 子どもが受けた被害

私たちが得た情報によれば、元園長の児童虐待や体罰は次のようなものです。

元園長は、すまいるえくぼが小規模保育事業所であった当時から、子どもが朝泣いて登園した、挨拶ができなかった等の些細な理由から、おやつ抜き、立たせるというような行為を日常的に行っていました。

さらに認可後の令和元年のゴールデンウィーク以降は、毎日のように、子どもが罰として立たされている状況になっていたようです。

その後、元園長による虐待や体罰はさらにひどくなっていき、令和2年度には、おやつ抜き、遊ばせない、子どもを立たせる等の行為が毎日のようになされていました。元園長が子どもを叩く、蹴る、胸倉をつかむ、引きずって連れていく等の暴力も頻繁に行われるようになり、子どものいるところで暴言もあったと聞いています。

さらに、元園長の刑事事件の裁判では、元園長が、泣いている園児 A に対し、後頭部、額、肩等を複数回叩き、体勢を崩した園児 A が起き上がろうとすることを見て「起き上がり小法師みたいだ。」と言って笑い、何度も体勢を崩させることを繰り返す、園児 B に対し、服を掴んで宙づりにし、左右に揺さぶり、その場に落とし、複数回蹴ったり、ビニール製のオムツ入れで複数回叩いたりする、園児 C に対し、胸倉をつかんで揺さぶり、髪を引っ張る等の虐待があったことが明らかとなりました。

2 本件について調査が必要であること

私たちの中には、認可前から、すまいるえくぼに迎えに行ったときに玄関先に子どもが放置されている、子どもが保育士が怖くて登園することを嫌がっている等不適切な保育が行われていると二本松市に相談していた者もありました。また、認可後においても、すまいるえくぼに預けている子がえくぼ保育園で保育されている、所定の時間、預かってもらえない等の相談を二本松市に対して行っていた保護者もいました。

しかし、福島県はすまいるえくぼを認可し、その後、福島県や二本松市がすまいるえくぼに複数回調査に入ったにもかかわらず、虐待等は発見されないまま、令和2年11月まで被害が発生し続ける結果となりました。

元園長の行為は保育を行う者としてありえないものであり、虐待や体罰に当たることは明らかです。私たちの大切な子どもが、心身の成長や人格形成にとって重要な時期に、このような深刻な被害を受けたことについては到底許すことができません。また、認可保育所としての基準やルールに違反していたことも明らかだと思われま

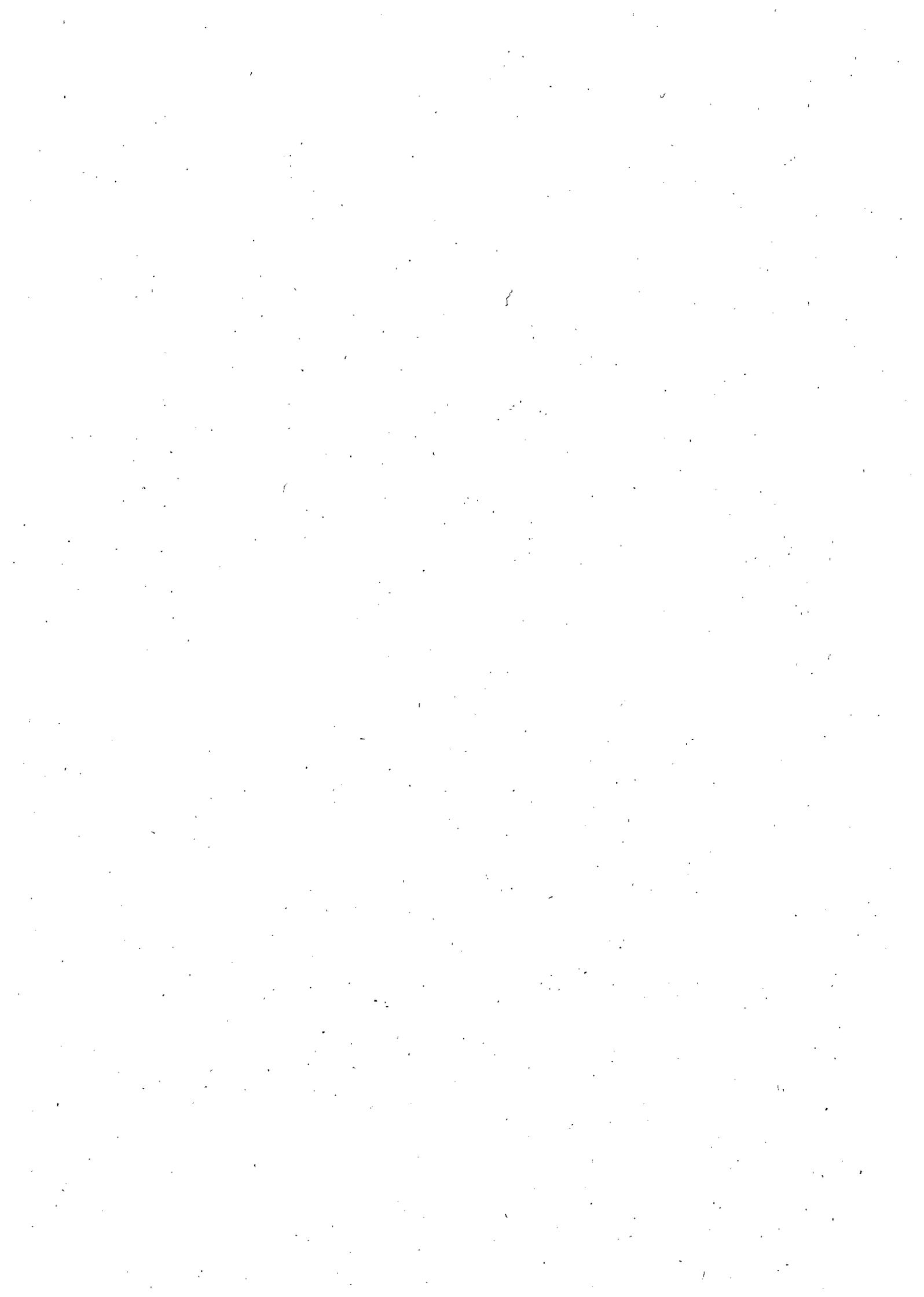
本件について、なぜ福島県は不適切保育について相談が寄せられていたすまいるえくぼを認可したのか、福島県と二本松市との間の情報共有はどのようにされていたのか、なぜ福島県や二本松市は調査に入った際に虐待等の事実をすぐに把握できなかったのか、なぜ元園長の聴き取りしか行わなかったのか等、疑問は尽きません。

福島県は、すまいるえくぼを認可し、指導監督する立場にあったのですから、真相を解明し、私たちに説明する責任があります。

また、本件の検証に当たっては、利害関係のない第三者による検証によるべきであり、そうでなければ、真相は解明されないと思います。

3) そこで、私たち保護者は、福島県に対し、真相を解明し、私たちの子どものような被害者を二度と出さないため、本件について第三者による検証委員会を直ちに設置し、検証を行ったうえで、その内容を公表すること及び検証結果を踏まえ、再発防止策を適切に講じることを強く求めます。

以上



2021年(令和3年)11月8日

福島県社会福祉審議会
委員長 鎌田真理子 殿

福島県社会福祉審議会委員

関 靖 男

松 本 喜 立

篠 原 清 美

星 光 一 郎

石 川 弘 美

吉 原 秀

江 川 由 美 子

吉 川 三 枝 幸

原 寿 夫

久 保 美 由 紀

原 野 明 子

倉 持 恵

会議の招集請求書

第1 請求の趣旨

私たちは、福島県社会福祉審議会条例(以下、「条例」という。)第6条第2項に基づき、次の事項を審議するために、福島県社会福祉審議会(以下、

「審議会」という。)の会議を招集することを請求します。

但し、本年12月までに審議会が開催される場合には、当該審議会の審議事項に下記議題を加えていただければ、会議自体は兼ねることも構いません。

1 議案

二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件(以下、「本件」という。)に関し、事実を把握し、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、必要に応じて委員を追加選任した審議会児童福祉専門分科会保育所部会において、又は児童福祉専門分科会内に本件検証部会を設置し、上記検証を実施し、その結果を福島県知事に対し具申すること。

第2 提案の理由

1 元園長による虐待、体罰の実態

刑事裁判でのやりとり、行政からの開示記録、すまいるえくぼに勤務していた保育士及びすまいるえくぼを利用していた保護者らから得られた情報等を基に、すまいるえくぼにおける虐待内容及び経緯をとりまとめると別表のとおりです。なお、協力いただいた保育士や保護者からは、得た情報を第三者委員会設置要請のために使用することについて承諾を得ております。

元園長が暴行罪で起訴された刑事事件の公判では、泣いている園児Aに対し、後頭部、頬、肩等を複数回叩き、体勢を崩した園児Aが起き上がろうとするのを見て「起き上がり小法師みたいだ。」と言って笑い、何度も体勢を崩させることを繰り返す、園児Bに対し、服を掴んで宙ぶりにし、左右に揺さぶり、その場に落とし、複数回蹴ったり、ビニール製のオムツ入れで複数回叩いたりする、園児Cに対し、胸倉をつかんで揺さぶり、髪を引っ張る等の虐待が明らかとなっています(なお、本刑事事件において元園長は有罪の判決を受けています。)

2 検証の必要性

児童福祉法第35条第5項及び同第8項によれば、都道府県知事が、保育所を認可するにあたっては、同法第45条第1項の条例で定める基準に適合していることが必要です。

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では、保育する児童に対する虐待等は厳に禁じられています(条例第12条)。

また、保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であることから、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉

を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされており、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ることなどを目指して行われなければならないとされています（保育所保育指針平成29年厚生労働省告示第117号）。

前項記載のとおり、すまいるえくぼにおいては、認可前から、虐待・体罰をはじめとする不適切な養育が横行しており、元園長による行為が、上記基準に違反することは明白です。また、元園長が、本件を理由に有罪の判決を受けていることから、本件虐待行為が社会的に見ても非常に重大なものであったことも明白です。

それにもかかわらず、すまいるえくぼは、平成31年3月22日に認可され、令和2年10月に、勤務する保育士が元園長による虐待場面を動画撮影し、市に通告するまで、本件虐待・体罰等は発見されませんでした。なぜ、このような保育園が認可されてしまったのか、なぜ発見されるまでにここまでの時間を要してしまったのか、また、再発を防止し、より早期に子どもたちを救済する仕組みはどうあるべきか、専門的知識を有する第三者による検証が必要です。

本件では、保育士による通告の前に、県に3度、虐待通報があり、その際に、県が元園長からしか話を聞かずに処理したことが問題点としてあげられています。本件ではほかにも検証すべき点が多々見受けられます。たとえば、以下のような点が挙げられます。

- 保育所には本来苦情解決の仕組みや運営委員会を設けることとされているが、すまいるえくぼにおいてはどうだったのか。機能していなかったとすれば、その原因は何か。また、保護者に対し、契約内容の十分な説明がなされていたか、その中で第三者である運営委員の明示があったか。なされていなかった場合、どうあるべきか。
- 本件では、市や県に複数の苦情が寄せられていたが、苦情についての対応マニュアルは存在したか。市と県との間の情報共有できる場があったか、また共有の仕方は適切だったか。対応が適切でなかった場合、どうあるべきか。
- 保護者は児童を預かってもらっている立場で保育を批判することを躊躇しがちであると思われるが、すまいるえくぼにおいてはそのような保護者がどの程度いたのか。保護者からの通報がなかったとしても虐待を発見できるような仕組みはどうあるべきか。
- 国家資格を有する専門職である保育士が、令和2年10月になるまで通報できなかったのはなぜか。保育士がより早期に虐待通報できるよ

うな仕組み、取り組みはどうあるべきか。また、保育所の体質に問題はなかったか。職員が声を上げやすい、風通しのよい環境であったか。そうでなかった場合、どのような改善策があり得るか。

- そもそも規制が緩和され、株式会社も保育所を運営できるようになった現在、認可や監査の手続・項目等について改善すべき点はないか。
- 本件では虐待以外についても市に苦情や相談が寄せられているが、保育所利用にかかる契約内容は誰がどのように説明していたのか。全体的なサービス向上及びトラブル防止のため、どのような対応が考えられるか。
- 本件で被害に遭った園児や被害を目の当たりにした園児の心の傷はどの程度であったか。現時点で既に十分回復していると言えるか。いえない場合、そのケアはどうあるべきか。
- 県は本件について審議会児童福祉専門分科会に対し報告する必要があると考えていたか。報告する必要があると考えていなかった場合その理由は何か。

以上はあくまで、現時点で私たちが把握している事実関係を前提としたものに過ぎませんので、自治体の有する資料を前提に検証を行った場合にはさらに多くの検証課題が見つかるものと思われま

3 専門的視点による検証が必要であること

以上の課題をきちんと検証するためには、法律等の知識、保育士や保育現場の実態への精通、保護者の視点など多岐にわたる知識・経験が必要です。したがって、これらの調査・検証は、各分野の複数の専門家により行われる必要があります。

しかし、福島県弁護士会、福島県社会福祉士会及び被害保護者は、それぞれ県に対し第三者委員会による検証の申し入れをいたしました。しかし、県は残念ながら否定的回答に終始し、実施される見通しはありません。

- ### 4 以上のような事情から、私たちは、社会福祉、児童福祉について専門的視点から調査審議するため設置された本審議会において、本件につき検証すべきものと考え、第1の請求の趣旨記載のとおり、会議の招集を請求します。

第3 手続規定等に関する補足説明

1 審議会委員による会議招集請求

条例第6条第2項は、「委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。」と規定しており、本請求はこの規定に基づき、会議の招集を請求するものです。

もっとも、今年度、複数回の審議会開催が予定されているところ、12月

までに開催される審議会にて本議題を取り上げ、審議されるのであれば別途改めて本件についてのみの審議会を開催しないという判断もあり得ることから、このような形での請求を行うこととしました。

2 保育部会による検証

1) 検証の所管部会

条例第9条は、「審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。」と規定し、この規定に基づき福島県社会福祉審議会運営規程が定められています。同規程第4条第1項において児童福祉専門分科会内に保育所部会が設置され、その調査審議事項は「保育所の設置認可等に関する事項」と定められております。

本件検証は、保育所の設置認可等にかかる検証であり、保育所部会の所管に属すると考えられます。

そもそも、保育所部会が設置認可に関する事項を審議することとされているのは、児童福祉法が、保育所の認可について児童福祉審議会（本県では社会福祉審議会がその役割を担っています。）を関与させることとしていることに由来するものですが、その児童福祉法は、認可した保育所の設備又は運営が法第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められて事業停止を命じる場合にも、児童福祉審議会の関与を求めています（児童福祉法第46条第4項）。このような規定に鑑みると、保育所の設置認可後の運営に関する事項の調査審査も当然に保育所部会の所管に属すると考えられます。

本件のように不適切な運営がなされた保育所について、その原因を分析し、認可基準や認可手続に問題はなかったか、どのように改善されるべきか等につき検証することは、むしろ保育所部会の責務というべきです。

2) 委員の追加選任とその問題点について

現在の保育所部会は、特に問題が発生していない通常の認可等に関し調査審議すべく、委員の配置がされていると考えられます。

従って、本件検証を実施するに当たっては、委員を追加選任する必要があると考えられます。委員を追加選任ができることの根拠規定は、後述のとおりです。

しかし、委員が追加選任され、保育所部会が拡大した場合、これまでのような通常の認可等の審議のときも、拡大した保育所部会が対応することになり、定足数の確保や予算等の関係で、問題となることが考えられます。そこで、この点を不都合として回避すべきと考えるのであれば、後述のとおり、児童福祉専門分科会の中に新たな調査部会を置くことも考えられます。

3 本件検証のための新たな部会の設置

社会福祉法第12条第1項は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができるとされているところ、条例第8条は、「審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の児童福祉に関する事項を調査審議する」として、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議する権限を与えています。

これを受けて審議会の中に児童福祉専門分科会が設定され、同分科会は児童福祉に関する事項を調査審議することとされています(法第12条第2項、県社会福祉審議会運営規程第3条)。

したがって、審議会児童福祉専門分科会は法令上、当然に本件に関する調査権限を有しているといえることができます。

そのうえで、運営規程第4条第1項は、「必要に応じその他の部会を置くことができる」としていることや同項「備考1」として、児童虐待検証部会に関してですが、「事案ごとに個別に部会を置くことができる」としていることからすれば、本件のような個別事案に関し、審議会の決議を経て、上記条例第9条の規定により運営規程を改正し、本検証のための新たな部会の設置し、本件検証に適した委員の確保・配置も可能であると解することができます。

4 委員の配属

運営規程第4条第3項及び第4項によれば、部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名することとなっており、保育所部会や新たな部会に対する適切な委員の補充・配置は、委員長の権限で可能です。

以上

(別表)

時期	内容
H9	元園長が、認可外保育施設「えくぼ保育園」を開所
H27	えくぼ保育園が小規模保育事業に移行
H29.11	元園長が、小規模保育事業として、「すまいるえくぼ」開所し、同所の園長となる。 元園長が運営する保育施設が2か所になる。以下、特に断りがない限り、すまいるえくぼにおける出来事を記載。
	開所当初から、朝、泣いて登園したり、失敗したりすると、元園長は園児を叩いたり、おやつ抜き、立たせる、遊ばせない等の罰を与えたりという行為を繰り返した。 また、元園長は、園児が痲癩を起したり、今までできていたことができなくなったりすると、胸倉をつかんで揺さぶりながら、「自分が悪いのに泣いてんじゃねー」などと大声で叱りつけることもあった。
H30.2	すまいるえくぼ株式会社設立 すまいるえくぼ、えくぼ保育園はともに株式会社へ移行
H30.6	保護者から二本松市（以下、単に「市」という。）に対し、子どもが保育士を怖がって通園を嫌がっている等との相談があった。
H30秋ころ以降	特定の園児に対し、元園長はわざと泣かせるような言動をして、当該園児が泣くと、「はい、泣いたー」等と言って、立たせる、遊ばせない等の罰を与えるという行動を繰り返した。 元園長は、特定の園児に対し、保育室に入れず、暖房のないロッカー付近に放置し、同所で食事や午睡をさせるといった行為を繰り返した。
H30.10	保護者から市に対し、子どもが玄関に放置されている、迎えに行く子どもが泣いている等の相談があった。
H30.10頃	元園長が、午睡を嫌がる園児に対し、無理やり、布団にうつぶせに押し付け、「ほかの子が起きちゃう！」などと言って顔付近にタオルケットをかぶせて押さえつける等の行為をした。
H31.3.22	福島県（以下、単に「県」という。）知事がすまいるえくぼを保育所として認可
H31.4	保護者から市に対し、元園長から子どもが障害児と決めつけられ、勝手にえくぼ保育園に連れていかれていた等の相談があった。 匿名の者から県中央児童相談所に対し、苦情の通報があった。 これを受けて県子育て支援課及び市子育て支援課が実地確認を行ったが、元園長から話を聞き、誤解を招くような態度をとらないように等と

	の説明をして終わった。
R1.5	保護者から市に対し、えくぼ保育園に通園させられている、仕事の都合で早めに預けたいが元園長が応じてくれない等との相談があった。
R1.6	保護者から市に対し、病気で入院していた子どもが退院したので通園させようとしたところ、「子どもがかわいそう」との理由で拒まれた等との相談があった。
R1.7	保護者から市に対し、職業訓練を受けようとしたら元園長から「職業訓練では預かれない」と言われた等との苦情があった。
R1.10.1	匿名の者から県中央児童相談所に対し、虐待の通報があった。 保護者から市に対し、夕方迎えに行く子どもが居残りでごはんを食べさせられていた、子どもが「『保育園でうんちをしちゃだめ』と言われた」「泣くと暗い部屋に閉じ込められる」と言っていた等との苦情があった。 これらの通報を受けて、市子育て支援課が元園長から事情確認を行ったが元園長が事実を否定したため、市は「園も対応していると思うが相手はどう思うかである」といった説明をし、その結果を県に報告した。
R1.10.7	保護者から市に対し、知人の子どもが4月から通園を始めたが、園に行くとき泣き、泣いても放っておかれているようだ、自分も子どもが一人、居残りでご飯を食べさせられているのを見た、泣くとお仕置き部屋に閉じ込められる、元園長に「市に相談した」と言ったが、元園長は「役所が来る時だけちゃんとしよう」「今は保育所の方が立場が強いから大丈夫」等と保護者の前で言っている等との通報があった。 この内容は市から県へ伝えられた。
R1.10.10	匿名の者から県子育て支援課に対し、市に言っても何も変わらないからという理由で苦情の電話があった。
R1.10.15	県北保険福祉事務所による定期監査兼苦情に対する聞き取り。 県は元園長からのみ事情を聴取し、元園長は担任を持たず、指導する立場に専念する方がよいのではないか等の説明のみで終結。
R1.冬ころ以降	元園長は、特定の園児に対し、ほぼ毎日、他の園児と一緒に食事や午睡をさせないようになった。元園長は、当該園児が泣いて登園する等した以上、他の園児と一緒に行動させるわけにはいかない等と述べて、他の園児が食べ終わってから食事をとらせたり、床暖房のついていない場所であえて寝かせたりした。
R2.5 ころ	元園長による虐待・体罰行為がエスカレート

	<p>おやつ抜き、遊ばせない、園児を立たせる等の行為は日常化しており、元園長が園児を叩く、蹴る、胸倉をつかむ、引きずって連れていく、投げ飛ばす等の暴力も頻繁に行われるようになっていた。</p> <p>たとえば、同じ「立たせる」という行為でも、時間が4時間以上に及んだり、「お遊び禁止」の子に草むしりをさせたりするようになった。</p> <p>このころには、泣く等した場合には立つというのが暗黙のルールとなっており、泣き出してしまった子が自発的に特定の場所に行って立つこともあった。</p> <p>そのほか、言葉の暴力も悪化し、叱るときの言い方が激しくなったほか、元園長は園児に対し、「バカ」「死ね」「死刑」などという言葉を実用的に使うようになった。</p>
R2 夏以降	<p>元園長の行為はさらにエスカレートの一途をたどり、元園長は、園児の胸倉をつかんで投げ飛ばしたり、園児が座っている椅子を蹴って、椅子ごと園児を倒したり、園児を園庭のマンホール上に立たせて、水鉄砲の的にさせたりした。</p>
R2.9.15	<p>県北保健福祉事務所の定期監査</p>
R2.11.13	<p>保育士が市に虐待通報</p>
R2.11.17	<p>県北保健福祉事務所、県子育て支援課、市子育て支援課による特別指導監査。</p> <p>保育士全員に事情聴取し、ほぼ全員が虐待の事実を認めた。</p>
R2.11.18	<p>県知事による改善命令（児童福祉法 46 条 3 項）</p>



子育て王国課
もどる
保育・幼児教育担当
子育て王国推進担当
施設運営体制強化担当
青少年担当

主な取り組み
もどる

保育施設等における虐待通報

保育施設や幼稚園等において、施設職員による児童への虐待があったときや虐待の疑いがある場合は通報をお願いします。通報されたがたの秘密は守られます。
通報を受けた場合、虐待の事実の確認や児童の安全の確認は県と関係機関が連携して行います。

保育施設における虐待の例

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

例) 叩く、殴る、つねる、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、首をしめる、やけどを負わす、食べ物を無理矢理口にいれる、身動きできないようにする、屋外に締め出す、など

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと

例) 激しく罵倒する、大声で恐怖を感じるほど怒鳴りつける、無視をしたり、不当に拒否的な態度を示す、心を傷つけることを繰り返し言う、自尊心を傷つけるような言動をする、など

ネグレクト

児童を長時間放置するなど、保育者として必要な対応を放棄すること

例) 極端に不潔な環境の中で保育する、など

性的虐待

児童にわいせつな行為をする、児童をポルノグラフィーなどの被写体にする、など

通報の方法

下記のメールフォームから、保育施設等での虐待の通報を受け付けています。

虐待通報フォーム

[通報フォーム](#)

その他の通報方法

- 県子育て・人財局子育て王国課
電話 0857-26-7570
ファクシミリ 0857-26-7863
- 中部総合事務所県民福祉局共生社会推進課
電話 0858-23-3120
ファクシミリ 0858-23-4803
- 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課
電話 0859-31-9314
ファクシミリ 0859-34-1392

通報の前に

通報の対象は、鳥取県内の次の保育施設等です。

- 公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所
- 届出保育施設

通報内容についてより詳しく確認をするため、県担当者から問い合わせさせていただきます。
なお、鳥取市内の保育所、認定こども園に関する通報については、監査権限のある鳥取市に情報提供し、鳥取市担当者から問い合わせさせていただきます。

通報者の個人情報、通報内容は厳重に取り扱います。

いただいた個人情報については、通報内容の確認等の対応のためのみ使用させていただきます。

次の事項については、それぞれの担当窓口にご連絡ください。

- 家庭内での虐待：児童虐待相談機関一覧
- 保育施設（届出保育施設等を除く。）に対する一般的な苦情、問い合わせ等：各市町村担当課
- 届出保育施設等に対する一般的な苦情、問い合わせ等：（鳥取市内）鳥取市担当課、（鳥取市を除く東部管内）子育て王国課、（中部・西部管内）施設所在の各県民福祉局
- 目の前で児童が暴行されているなど、緊急を要する場合は、警察へ通報してください。

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 鳥取県 子育て・人材局 子育て王国課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7148 ファクシミリ 0857-26-7863

E-mail kosodate@pref.tottori.lg.jp

Copyright(C) 2006～鳥取県(Tottori Prefectural Government) All Rights Reserved. 法人番号 7000020310000

現在の位置: ホーム→県の組織と仕事→子育て・人財局→子育て王国課→施設運営体制強化担当→保育施設等における虐待通報→保育施設等における虐待の通報受付メールフォーム

保育施設等における虐待の通報受付メールフォーム

通報されたかたの秘密は守られます。いただいた個人情報については、厳重に取り扱い、通報内容の確認等のためにのみ使用させていただきます。

[受付内容]

鳥取県内の保育施設等において、職員による虐待があった場合の通報を受け付けています。受付対象となる施設は、次のとおりです。
幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育所・届出保育施設等

- このフォームによる通信は、SSL（暗号化通信）により保護されます。
- ブラウザの設定でJavaScript、Cookieを無効にされているかたは、有効にしてご利用ください。
- ポップアップブロックを有効にされているかたは解除してご利用ください。
- このフォームで送信された場合、入力した内容は皆様のパソコン上には残りません。
- 入力の際は、半角カタカナ、丸文字、特殊文字は使用しないでください。文字化け（文字が正しく表示されないこと）のおそれがあります。
- 入力後は「送信確認」のボタンを押して、送信内容をご確認ください。

1 虐待の情報について

1) どこで虐待が発生しましたか？

虐待を確認した施設名

※施設名が不明な場合は、次の「施設の所在地」に所在地や地域をできるだけ詳細に入力してください。

施設の所在地（必須）

例) ○○市××、○○町△△ □□という施設の近くのビル2階

※屋外活動中の虐待を目撃した場合は、その場所を入力してください。 例) ○○公園等

発生場所

虐待が行われていた場所を選択してください。

- 保育室
- ホール、廊下等
- トイレ、洗面所等
- 屋外活動中（街中の道路、公園等）
- その他

※「その他」を選択された場合にご記入ください。

2) いつ虐待を発見しましたか？

発生（確認）年月日（必須）

例) 平成○年○月○日、○月頃

発生（確認）時間

3) だれが虐待を行っていましたか？

加害者 (必須)

虐待の加害者を選択してください。(複数選択可)

- 施設長
- 保育士、教諭、保育教諭等
- 上記以外の職員
- 不明
- その他

※「その他」を選択された場合にご記入ください。

加害者名

※具体的に名前が分かる場合は、入力してください。

4) だれが虐待を受けていましたか？

被害児童名

※具体的に名前が分かる場合は、入力してください。

被害児童の年齢

- 0歳児
- 1・2歳児程度
- 3歳児程度
- 4歳児以上
- 不明

5) 虐待の内容はどのようなものですか？

虐待の内容 (必須)

具体的な虐待の内容について、できるだけ詳細に入力してください。

虐待の確認方法

どのように虐待があったことを確認しましたか。(複数選択可)

- 虐待の現場を実際に目撃した
- 施設の職員から聞いた
- 児童から聞いた
- その他

※「その他」を選択された場合にご記入ください。

2 通報者について

1) お名前

任意。匿名での通報も可能です。

2) 連絡先

個人情報(厳重に取扱い)、通報者の秘密は守られます。虐待の具体的な内容等を確認させていただきますので、連絡先の記載をお願いします。

電話番号を必須としておりますが、メールでの連絡を希望される場合は、あわせてメールアドレスを入力してください。

電話番号(必須)

※半角文字で正確に入力してください。携帯電話の番号でも可。

入力間違いを防ぐため、再度、電話番号を入力してください。

メールアドレス

※半角文字で正確に入力してください。メールアドレスが入力されている場合、メールで連絡します。

3 注意事項の確認

- 通報者の個人情報は厳守します。
- 通報内容について、県担当者から問い合わせさせていただきます。
- 通報者と連絡が取れない場合、効果的な対応をとることが難しい場合があります。
- 保育施設への一般的な苦情・問合せや、保育施設以外の施設に関する通報は受付対象外とします。

上記内容を確認し、同意する。

同意する

送信確認

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県 子育て・人材局 子育て王国課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7148 ファクシミリ 0857-26-7863

E-mail kosodate@pref.tottori.lg.jp

Copyright(C) 2006~ 鳥取県(Tottori Prefectural Government) All Rights Reserved. 法人番号 7000020310000



現在の位置：ホーム→県の組織と仕事→子育て・人財局→子育て王国課→子育て王国推進担当→子育てに便利な情報・リンク→子育ての相談窓口→児童虐待

子育て王国課
もどる
保育・幼児教育担当
子育て王国推進担当
施設運営体制強化担当
青少年担当

主な取り組み
もどる

児童虐待

子どもが健やかに育って欲しいというのは親なら誰しも思う願いです。でも、親も一人の人間。育児に疲れたり仕事でイライラがつのると子どもに手を挙げてしまうこともあります。そしてその積み重ねが児童虐待につながっていくのです。親の悩みはみんな同じだから一人で悩む必要はないんですよ。児童相談所では、安心して相談が受けられます。気軽に相談してください。

児童虐待を疑わせるサインに気がいたら、すぐに通報・相談してください。子どもの様子が変わる。よく分からないが虐待かもしれない。どこに相談すればいいのかが、でも、もし虐待でなかったらどうしよう。

勇気を出して相談してください。通報を受けた機関は、通報者の秘密を守ります。そして、関係する機関が連携して子どもと保護者に適切な支援をします。

区分	機関名	住所	電話番号	開設日数等	
通告・相談	児童相談所全国共通ダイヤル	—	189	24時間受付 お住まいの地域の児童相談所につながります。	
	児童相談所	福祉相談センター	鳥取市江津318-1	0857-23-6080	月～金 8時30分
		倉吉児童相談所	倉吉市宮川2丁目36	0858-23-1141	～17時15分 児童虐待等 緊急を要する場合
		米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	0859-33-1471	24時間受付
相談	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町5丁目417	0857-27-4153	月～金9時～18時 緊急時は24時間	
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤4丁目2-36	0859-21-5085		
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根583-3	0858-24-6306		
	子どもの虐待防止ネットワーク 鳥取-CAPTA-	鳥取市立川町5丁目401	0857-21-4111	月～金 9時～18時 ※土日、祝祭日は除く	
	中部総合事務所 福祉保健局	倉吉市東蔵城町2	0858-23-3126	月～金 8時30分 ～17時15分 ※土日、祝祭日は除く	
	西部総合事務所 福祉保健局	米子市東福原1-1-45	0859-31-9308		

▲ページ上部に戻る

個人情報保護 | リンク | 著作権 | アクセシビリティ

鳥取県 子育て・人財局 子育て王国課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
電話 0857-26-7148 ファクシミリ 0857-26-7863
E-mail kosodate@pref.tottori.lg.jp

Copyright(C) 2006～鳥取県(Tottori Prefectural Government) All Rights Reserved. 法人番号 7000020310000

